

# 松ヶ岡保存活用検討事業 — 報告書 —



平成26年10月5日

松ヶ岡保存活用検討委員会

## ◎目次

- 1 松ヶ岡保存活用検討委員会設置の経過・・・・・・・・・・ 1
  
- 2 松ヶ岡保存活用検討委員会設置要綱及び委員名簿・・・・ 2
  
- 3 検討経過と内容・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4
  
- 4 保存活用検討結果・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9
  
- 5 おわりに・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 16

資料の部

## 1 松ヶ岡保存活用検討委員会設置の経過

### (1) 市による「松ヶ岡」の取得

「松ヶ岡」は、江戸末期に掛川藩の御用商人山崎家の住宅として建てられ、明治 11 年の明治天皇巡幸の際に行在所（あんざいしょ）となったことから、戦前には文部大臣指定史跡となっていた。

建物や庭園は当時のままよく残されていることから、文化財的価値が高いことが予想されていたが、宗教法人の施設として使われていたため一般には公開されず、詳細は不明であった。

その後、所有者が土地を売却し、建物の取り壊しを計画したところ、多くの市民が保存に向けての要望を、市に申し入れた。

この松ヶ岡の建物は、これまで詳細調査が行われておらず、文化財的評価が定まらない状況で消滅することを避けるため取得した。

### (2) 委員会の設置

市では平成 25 年度に、山崎家が行った地域振興に関する団体や、保存要望を提出した団体等の代表者で構成する「松ヶ岡保存活用検討委員会」を設置し、文化財としての価値を損なうことなく松ヶ岡が保存され、その利活用が恒常的、安定的に運営され、市民の多くが松ヶ岡の歴史や山崎千三郎氏や覚次郎氏の功績を知り、地元を誇りに思うことを目的とし、行政に頼らない市民協働による保存活用体制を構築するための検討を行うこととなった。

なお、建物及び庭園等の建造物文化財調査については、平成 25 年度事業として掛川市から東京藝術大学 大学院 美術研究科 文化財保存学専攻 保存修復 建造物研究室に委託して実施した。



## 2 松ヶ岡保存活用検討委員会設置要綱及び委員名簿

### ◎松ヶ岡保存活用検討委員会 要綱

#### (目的)

第1条 文化財としての価値を損なうことなく松ヶ岡が保存され、その利活用が恒常的、安定的に運営され、市民の多くが松ヶ岡の歴史や山崎千三郎氏や覚次郎氏の功績を知り、地元を誇りに思うことを目指し、行政に頼らない市民協働による保存活用体制を構築することを目的とする。

#### (名称)

第2条 本委員会は、松ヶ岡保存活用検討委員会（以下「検討委員会」という。）と称する。

#### (事業内容)

第3条 検討委員会は、松ヶ岡の保存及び活用並びに今後の運営に関わる事業の推進を図り、松ヶ岡に関する諸事項について協議、検討することとする。

#### (委員構成)

第4条 検討委員会は、本事業の目的を達成するため、松ヶ岡が歩んできた経緯や歴史を十分に認識し、金融、茶産業、葛布産業、松ヶ岡保存活動に関わった団体、その他地域振興に関わる方々の代表者から構成する。

#### (役員)

第5条 検討委員会には、委員長1名、副委員長1名を置き、委員長は市長の指名により、副委員長は委員長の指名により選出する。

2 委員長が欠けた時、または事故ある時は、副委員長が委員長の職務を代行する。

#### (会議)

第6条 検討委員会は、委員長が招集する。

2 会議の議長は、委員長がこれにあたる。

#### (部会)

第7条 検討委員会には「保存」、「活用」、「経営」の各部会を置き、それぞれの専門的項目を調査・研究し、検討委員会に結果を報告する。

2 部会長は、委員長の指名により選出する。

#### (活動期間)

第8条 検討委員会の協議・検討期間は、平成25年6月から平成27年3月31日までとする。

#### (委員の任期)

第9条 委員の任期は、2年とする。

2 委員に欠員が生じたときの補充委員の任期は、前委員の残任期間とする。

#### (事務局)

第10条 検討委員会の事務局は、掛川市教育委員会社会教育課内に置く。

#### (その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、委員長が検討委員会に諮って定める。

#### 附 則

この要綱は、平成25年6月29日から施行する。

改正 平成26年3月22日 改正する。

◎松ヶ岡 保存活用検討委員会 名簿

○委員

(敬称略・順不同)

氏名	組織		備考
柳澤 伯夫	城西国際大学 学長		委員長
大石 與志登	掛川市議会 議長		経営部会
山本 裕三	〃 地元選出議員		活用部会
山本 隆	地元十王区長		活用部会
松下 正寿	H26.6月まで	静岡銀行 掛川支店長	経営部会
久野 託司	H26.7月から		
宮川 正夫	大日本報徳社		活用部会長
萩原 弘悦	掛川商工会議所		経営部会
長谷川 浩紀	掛川市農業協同組合		経営部会
川出 英通	掛川葛布組合		経営部会
青木 裕二	H25.12月まで	掛川青年会議所	活用部会
野中 久彰	H26.1月から		
水野 薫	大井川用水右岸土地改良区		保存部会
長谷川 秀男	ゼロの会		副委員長・経営部会長
藤原 龍美	掛川建築文化研究会		保存部会長
榛村 恵夫	地方史研究会		保存部会
桑原 百合子	観光ボランティアガイド猫の手の会		保存部会
清水 國雄	NPO 法人 時ノ寿の森クラブ		活用部会
山本 和子	NPO 法人 掛川の現代美術研究会		保存部会
小澤 吉造	松ヶ岡を愛する会		活用部会
山崎 昌彌	学識者		保存部会

○顧問

榛村 純一	大日本報徳社 社長	
鷺山 恭彦	奈良教育大学 理事・元 東京学芸大学長	

○スペシャル・サポーター

伊東 四朗	郷土ゆかりの著名人	
-------	-----------	--

○事務局 ・ 社会教育課 ・ 企画調整課 ・ 商工観光課

### 3 検討経過と内容

#### ◎平成 25 年度

##### ○検討委員会 準備会…… 5 月 25 日（土）9：30～11：40

- ・常葉大学 造形学部 土屋 和男 准教授による講義と見学  
演題『旧山崎家住宅（松ヶ岡）の建築について』
- ・保存活用等について意見交換
- ・組織について

検討委員会メンバー全員了承。「保存」「活用」「経営」の3つの部会を組織し、それぞれの課題を検討、それを受け全体の委員会で考えていく方法に決定。

##### ○第 1 回 検討委員会…… 6 月 29 日（土）9：30～12：40

- ・検討委員会について

設置要綱、委員委嘱、正副委員長選出、部会組織の編成、委員会スケジュール等が了承される。

事例報告として DVD 放映 「日本の近代建築の夜明け ～旧岩崎邸庭園～」

##### ○部会の開催

経営部会	活用部会	保存部会
6 月 29 日（土）11:50～ ・顔合わせ及び今後の方針を確認。	6 月 29 日（土）11:50～ ・顔合わせ及び現時点で考えられる活用方法を検討していくことを確認。  7 月 18 日（木）13:30～ ・竹の丸、報徳社を見学。 ・委員から多くの活用案が出た。  8 月 8 日（木）13:30～ ・多くの活用案を図式にまとめ、次回の委員会に提出することで決定した。	6 月 29 日（土）11:50～ ・顔合わせ。芸大調査の結果が大きく左右されるため、調査を見学することに決定。  7 月 18 日（木）16:00～ ・整備（修復）が必要となる点、修復費用の課題があがる。 ・大きな功績を広く日本国民へ、後世に伝える価値がある。付近の歴史的建築物とともに、顕彰事業として物語を語る、とした。

○第2回 検討委員会……9月14日（土）9：30～12：10

- ・東京藝術大学 大学院 小林 直弘先生による文化財調査の中間報告

棟札の「棟札」の文字は珍しく、普通は「上棟」や「まじないの文字」を書く。

行在所聖蹟図では、長屋門の居室の位置、式台玄関の位置、座敷や背面（北面）のこしらえなど、実際と違っている。今後の調査で検討する。

台所（土間）も復元的な根拠を見ることができる。

黒田家住宅（菊川市）と類似している。→中央に柱を多くし耐震強度を高めている。

風呂や便所棟及び二階屋については、明治10年代のモダンなデザイン（意匠）の建具等を使っており、南洋材がない。これは明治中頃の高級材で、それ以前の建物である。評価として、明治11年頃のものと考えられ、巧みな平面構成、良質なヒノキ材の使用と大型取り付け鏡の調度である。2階は後世の改築修理である。今後の整備として、軸部や小屋組は良好で、ほぼ健全な状態である。

長屋門では、筋交いが似ているので、主屋と同時期の建築と思われる。修理や整備については、全体的に歪みが出ているので、屋根や壁は早めの修理が必要。

中門は、主屋と同時に建築されたと思われる。

- ・部会長の活動報告

- ・今後の検討について

重文指定を前提で考え、『市民の熱意の表現』『理念』について検討。今までにない文化財を目指すこととなる。

○第3回 検討委員会……10月20日（日）9：30～11：20

- ・文化財指定について

活用が縛られないよう指定を目指す。

- ・今後の委員会について

今年度は中間報告を出すまでとする。

・・・今年度の中間報告を、来年度に繋げていく。

- ・PRについて

市民の認知度を高める必要があるため、アピールの方法を模索することとなった。

○第4回 検討委員会……12月21日（土）9：30～11：40

- ・大日本報徳社建造物群修復事業の修復計画等の報告。

- ・松ヶ岡の理念、方針、活動内容の検討。

方針は、5分類ではなく、人材育成や教育に重点をおき、一つにまとめる意見も出た。これらの意見を踏まえて、さらにブラッシュアップし、次回委員会でさらに検討を加えることとなる。

- ・講演『掛川銀行について』 講師：関 七郎 氏（掛川地方史研究会）

掛川銀行の始まりは松ヶ岡で、その後は連雀町の543番地に本店が落成した。ここは現在の、大手門南方の掛信交差点付近と思われる。自己所有資料を説明。全員に回覧。

○第5回 検討委員会……2月8日（土）9：30～12：00

・本委員会の役割について

全員同じ方向を向いて議論する必要から本議題を掲げ、まず文化財として保存する方向を示し、手続きを踏んで進めることとした。

今回の中間報告は文化財としての方針を示し「松ヶ岡を、文化財的に保存し、活用していくように考え」、今後の活用については、「どの規模で考えるのかの基礎として、専門家に修復や保存管理計画等の積算依頼をするが、その費用について寄附を募ろうとすると、きちんと整理しなければならないので、それを考えて報告することとする」ということになった。

・中間報告について

①保存活用について

②報告書の体裁について

前回の基本理念はキャッチフレーズなので、理念と方針と活動が連動するよう考慮した新たな事務局案を提示。キャッチフレーズでも言葉としてはインパクトがあるから、順番を変え、それを説明する言葉として、事務局案の文言にするとした。

“農の報徳社”については、そういう観点からアプローチしたという意味で、掛川の文化が士農工商できちっと踏まえた文化だったということの、ひとつの鼎の足だという位置付けとする。

市内の子どもたちにわかるような、やさしい言葉の文章と、寄附集めのために配るチラシを、年度末までに2つ用意し、PRツールとして作ることとなった。

資金調達は、修復と管理運営に分けて考える。修復については寄附を集める。維持、管理運営に、寄附は募れない。活用方法によって運営資金を得る。寄附者のメリットがないと、寄附も募れないので、寄附しやすい環境にする必要がある。

今後、部会で議論していくこととなった。

○部会の開催

経営部会	活用部会	保存部会
3月5日（水）14:00～ ・中間報告の内容を確認。 ・具体的な活動内容を検討。	3月13日（木）13:30～ ・中間報告の内容を確認。 ・具体的な活動内容を検討。	3月10日（月）15:00～ ・中間報告の内容を確認。 ・具体的な活動内容を検討。

○第6回 検討委員会……3月22日（土）9：30～

・中間報告書の提出

－中間報告書を市長に手渡す－

・「寄附集めのために配るチラシ」について

すぐに活動を起こすために説明する資料が必要である。子どもにもわかるような優しい



言葉のチラシは、PR用として活用部会で作る。これに、「以善堂」の教えを盛り込む。当委員会の了承を得たものとして取り扱う。

- ・その他

扁額「以善堂」について、山崎委員から別紙資料に従い、説明。

「以善堂」とは4代目万右衛門で、当時は西町にいたので、今のこの建物のこととは違う。西町でも大きな屋敷地の中で、使用人部屋や茶室や書斎など、たくさん建物があつたはずで、この額の大きさから考えると、書斎などの小さな座敷に掲げてあつたのではないか。また、明治天皇ご巡幸の時には、これを掲げていない。

松ヶ岡研究グループの小澤委員が、別紙資料で勉強会の研究成果を発表。

山崎家4代目晨園の掛川偕楽園に関することを調べている。蔵から水戸偕楽園の石碑拓本の掛軸を発見した。（実物を披露）誇りを持ってもらいたい。

川坂屋の茶室の床柱と水戸の茶室の床柱は上下の関係であり、焼けてしまったが、何らか繋がりがあつたのではないかと考えている。同じく、弘道館にも扁額があつて「至善堂」とあるが、今後も、研究を進めていく。

- ・委員の留任について

このメンバーのままで、平成26年度も引き続き議論していくことで決定する。要綱を変更することが了承される。

## ◎平成26年度

### ○第7回 検討委員会……5月18日（日）9:30～

- ・東京藝術大学建造物調査の概要を事務局から説明。

松ヶ岡建物の価値が高いというのが、藝大の調査で評価されたので、当時の姿に復元する、建物が最初につくられた当時のものに復元して、さらにもう一生生きてもらうこととなった。

- ・寄附集めのための『趣意書』について

寄附を集めるにあたって、一枚で完結したチラシと趣意書の2枚一組で配布し、体裁等は今後も検討するが、記述は正確にすることとなった。また、掛川銀行を復元することとし、寄附金募集の欄に復元も併記することとなった。この寄附金の募集については、公的補助金も模索し、それ以外の額については、民間の寄附金を皆で集めることとなる。

- ・今後の具体的な活動内容について

具体的な活動内容を各部会にて検討する。寄附を集める専門部会について、新たな部会を組織する。経営部会に金融等に精通した人材を追加し、より実践的な募金活動することとなった。

- ・先進的な事例の研修先について

北名古屋市の旧加藤家住宅と歴史民俗資料館が視察先に決定した。

○部会の開催

- 6月22日（日）10:00～ 柳澤委員長と3部会長と打合せ
- 7月 2日（水）10:00～ 3部会長 会議

・3部会長と事務局の協議

- 7月 9日（水） 9:00～宮川活用部会長と打合せ  
16:00～藤原保存部会長と打合せ
- 7月10日（木）10:00～長谷川経営部会長と打合せ

経営部会	活用部会	保存部会
7月24日（木）15:00～ ・具体的な活動内容を検討。	7月16日（水）9:30～ ・具体的な活動内容を検討。  8月1日（金）9:30～ ・具体的な活動内容を検討。	7月16日（水）15:00～ ・具体的な活動内容を検討。

○第8回 検討委員会 兼 先進地視察研修……8月19日（火）9:00～17:00

- ・愛知県北名古屋市  
歴史民俗資料館（昭和日常博物館）及び  
旧加藤家住宅（回想法センター併設）の視察研修
- ・車中にて最終報告を確認する。

○第9回 検討委員会……9月20日（土）9:30～

- ・募金活動について
- ・趣意書と解説書の内容について
- ・報告書の最終確認について

○第10回 検討委員会……10月5日（日）9:30～

- ・報告書の最終確認。
- ・報告書を市長に提出。

## 4 保存活用検討結果

検討委員会では、「将来、松ヶ岡をどうしたいのか？」ということから議論を始め、委員から「文化財として残し、後世に伝える。」「郷土の偉人として顕彰し、これからの偉人を育てる。」といった意見が出され、それをもとに基本となる理念と基本方針、そして具体的な活動内容を掲げる。

### (1) 基本理念

今後の松ヶ岡を保存活用していくための基本理念と、それに向け関係者が取り組むべき活動の基本方針を以下のとおりに掲げる。

#### 【基本理念】

「以善堂（いぜんどう）」

善い行いをする人が集まり、善い行いをする人を育てる所

“士”の掛川城、“農”の報徳社、“町人”の松ヶ岡

このキャッチフレーズのもとに、

- ・市民が集い、協働の力により、文化の拠点をつくる。
- ・ふるさと掛川の文化財を大切にし、後世に伝える。
- ・「松ヶ岡」の歴史や偉人に学び、未来を担う子どもを育てる。

#### 《解説》

“以善堂”とは、山崎家 第四代当主 万右衛門の号で、農園とも号した。名を旭と言ひ、掛川藩御用達となり名字帯刀を許され、藩政に参画した。また、掛川藩校教授 松崎慊堂(まつきこうどう)と師弟・交遊関係があり、花鳥風月に造詣が深かった。

こうした松ヶ岡はどういう存在なのかを省みたとき、武家文化の掛川城に対して、松ヶ岡は明治以降、近代化していく中での掛川の町人文化の頂点ではないか。それまではお城を中心とした武家文化の時代であり、明治以降、市民が富を得て実権を握っていく。その象徴が松ヶ岡である。また、“農の報徳社”については、そういう観点からアプローチしたという意味で、掛川の文化が土農工商できちっと踏まえた文化だったということの、ひとつの鼎の足だという位置付けである。



## (2) 活動方針

基本理念を実現するため、松ヶ岡の保存活用に関わる活動の方針を、以下のように定める。

### 【基本方針】

- 1 「松ヶ岡」を市民協働により、文化的な拠点として経営を図る。
- 2 「松ヶ岡」の歴史的建造物や庭園を文化財として後世に残す。
- 3 「松ヶ岡」に残る歴史的意義を後世に残す。
- 4 「松ヶ岡」に関わる郷土の偉人を顕彰する。
- 5 「松ヶ岡」の歴史や人物等を媒介にして人材を育成する。

## (3) 具体的な活動内容

松ヶ岡保存活用検討委員会では、5つの基本方針について、3つの部会に分かれて検討してきた。各部会では、それぞれの項目についての検討を重ね、これらの基本方針を具現化するため、具体的な活動内容・スケジュール等を定めた。

〔基本方針の1〕は、経営に関わる分野で、松ヶ岡の建物や庭等の修復と、掛川銀行の復元、さらには今後の修復計画や管理・運営計画を策定していくことを提案する。また、こうした様々な事業にかかる費用について、寄附などの募金活動により確保することとする。これには、全国の金融機関などや、松ヶ岡の歴史に関係する人々、団体を中心に呼びかけて寄附を得ていく。修復、復元後においては、松ヶ岡での活動により、管理運営費など運営資金を確保する。こうした活動の母体には、当面は募金活動を中心とした活動推進のプロジェクトを組織し活動していく。

〔基本方針の2〕は、文化財としての保存整備活動分野を、修復・復元プロジェクトとして位置付け、まずは文化財指定に対応できる修復工事を実施する。この修復工事にあたっては、①整備基本計画を策定するため、早急に建造物の専門家や検討委員会の代表者による整備委員会を設置する。②修復工事の実施にあたっては、①の整備委員会が継続的に運営していく。

また、文化財指定に関しては、早期に市の文化財指定を行い、修復工事を進める。完成後においては、県指定文化財、さらには重要文化財の指定を目指す。

〔基本方針の3〕は歴史の分野で歴史・顕彰プロジェクトとして、山崎家の古文書調査及び山崎家関係の古文書所在調査を行うとともに、資料収集と研究を行う。

また、山崎家文書から松ヶ岡の価値をさらに深めるために、大学の史学研究室などの専門機関で研究をしてもらい、学術的な評価を得る。例えば、「武家社会における町人文化の台頭(町人文化の象徴松ヶ岡)」や「報徳運動と松ヶ岡」、「掛川銀行と掛川信用金庫から見た日本の銀行・金融の研究」などをテーマにして研究活動を進める。さらには、大井川疎水計画の検証と評価、明治天皇行在所としての歴史的评价も併せて実施する。

〔基本方針の4〕の顕彰においては、3の学術的調査結果を踏まえて市民活動により、山崎家を中心に偉人の洗い出しとその功績を整理し、定期的に発表を行い、広く周知公開をしていく。また、歴史・顕彰プロジェクトによる活動結果を周知させることや、成人向け「松ヶ岡講座」の開設や、千三郎氏など「松ヶ岡」で地域に貢献した偉人、覚次郎氏など「松ヶ岡」から出た偉人を顕彰する。さらには、活動の中で得た多くの各種資料を展示する。

〔基本方針の5〕は、人づくり育成・活用プロジェクトとして、市内小中校長会や教員研修を「松ヶ岡」で開催するなどして、市内小中学校を中心にして積極的に松ヶ岡を利用するように働きかけを行う。例えば、総合学習担当教師向けの「松ヶ岡講座」を開設し、市内全31校へ総合学習での松ヶ岡見学を呼びかける。

また、松ヶ岡に関係する掛川銀行を復元し、建築・造園・哲学・芸術・歴史・金融学・経営学等々の研究やセミナーハウスとして機能させる。そして、将来の人材育成プロジェクトを推進していく。これには、大学教授陣ばかりでなく各界著名人による講師を揃え、学習所や合宿所として活用運営を行う。

松ヶ岡の主屋、離れ等は歴史、顕彰を目的としつつ、文化財の見学や迎賓館的な活用を図り、市民が多く集まる場所や、交流する場所としての施設を目指し、復元した掛川銀行においては、喫茶・食事処・土産物販売・研修場所・部屋貸し・シンポジウム会場・劇場・映画館・俳句、短歌、漢詩の講座会場・碁、将棋の会場・セミナー(金融・起業・英語等)の会場など、運営資金を得るための様々な形での活用を図る。さらに、掛川城、大日本報徳社等、周辺の歴史、観光施設と連携した活用も行っていく、修復後の松ヶ岡建物や庭の維持管理費を十分に賄えるよう、計画的な事業運営を図る。

こうした活動の実施にあたっては、松ヶ岡保存活用検討委員会から発展、移行させる「松ヶ岡プロジェクト推進委員会」が担い、まずは修復へ向け募金活動を実施していく。そのため、強力な人材を確保して専門部会を松ヶ岡プロジェクト推進委員会内に組織し、「趣意書」と「解説書(背景と構想)」により寄附活動を実施する。

また、寄附活動を側面から援護する修復・復元プロジェクト、歴史・顕彰プロジェクト、人づくり育成・活用プロジェクトを松ヶ岡プロジェクト推進委員会の中に位置付けて実施する。

なお、この検討結果を取りまとめた基本計画を、別表のとおりとし、今後の活動体制については別図を提案する。

松ヶ岡保存活用検討委員会では、文化財的価値が高い「松ヶ岡」を後世まで永く保存していくこととし、そのために修復の整備委員会の指導を受け、修復工事等を実施するとともに、「松ヶ岡」から輩出された郷土の偉人を顕彰するための様々な事業を展開し、併せて掛川銀行の復元を行うことを提案する。その後の利活用・運営については、行政に頼らない市民協働による管理運営を目指し、主屋、離れ等での文化財の公開と復元施設での各種イベント等を行い、掛川城や大日本報徳社周辺施設との連携を図って活用する。こうした事業費の確保については、松ヶ岡プロジェクト推進委員会による寄附金によって賄い、独立した経営を図っていく。

以上、松ヶ岡保存活用検討委員会において、検討した結果を報告書としてまとめ、市に提言する。



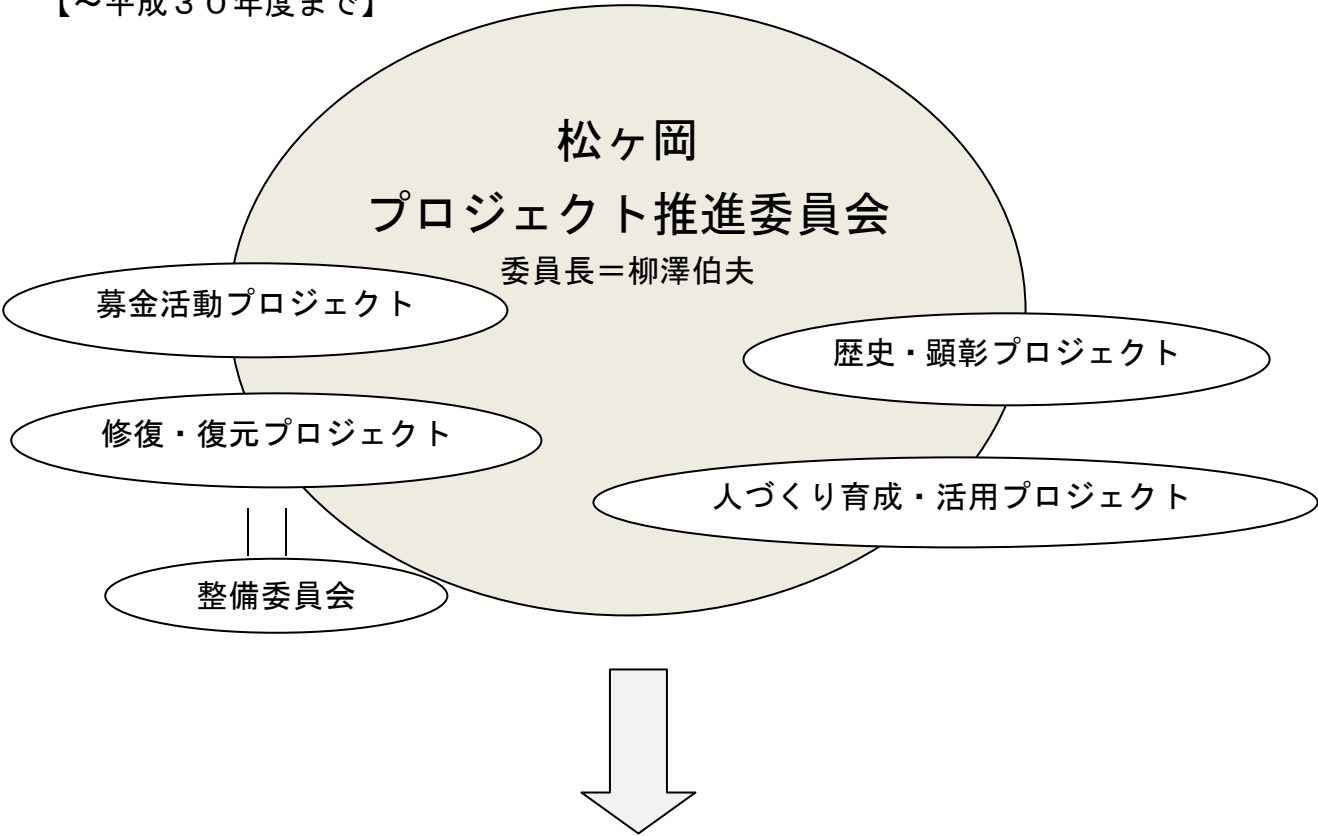
基本計画

基本理念 (取り組み目標)	基本方針 (取り組み方針)	活動内容 (具体的な活動計画)	スケジュール					
			平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
<p>「以善堂(いぜんどう)」の善い行いをすすめる人が集まり、善い行いをすすめる人を育てる所</p> <p>「士」の掛川城、 「農」の報徳社、 「町人」の松ヶ岡</p> <p>・市民が集い、協働の力により、文化の拠点を育てる。</p> <p>・ふるさと掛川の文化財を大切にし、後世に伝える。</p> <p>・「松ヶ岡」の歴史や偉人に学び、未来を担う子どもを育てる。</p>	<p>1 経営</p> <p>「松ヶ岡」を市民協働により、文化的な拠点として経営を図る。</p> <p>2 文化財</p> <p>「松ヶ岡」の歴史的建造物や庭園を文化財として後世に残す。</p> <p>3 歴史</p> <p>「松ヶ岡」に残る歴史的意義を後世に残す。</p> <p>4 顕彰</p> <p>「松ヶ岡」に関わる郷土の偉人を顕彰する。</p> <p>5 学び</p> <p>「松ヶ岡」の歴史や人物等を媒介にして人材を育成する。</p>	<p>松ヶ岡保存活用検討委員会から松ヶ岡プロジェクト推進委員会へ</p> <p>1 修復計画、掛川銀行の復元計画、管理・運営計画を策定する。</p> <p>2 募金活動手法により、修復の資金を確保する。</p> <p>(1-1)の結果により募金額確定)</p> <p>・全国の金融機関や、掛川市出身の著名な方々、松ヶ岡に関連した方々なども含め市民に広く呼びかける。</p> <p>3 松ヶ岡での活動を通じて運営資金を確保する。(管理運営費など)</p> <p>4 募金活動を中心とした「募金活動部プロジェクト」にて活動する。</p> <p>1 文化財指定対応の修復工事を実施する。</p> <p>①整備基本計画策定</p> <p>・整備委員会(専門家+検討委員会代表者)設置</p> <p>②修復工事の実施</p> <p>・整備委員会(専門家+検討委員会代表者)の継続運営</p> <p>2 重要文化財指定を目指す。</p> <p>1 山崎家関係の古文書所在調査と資料収集</p> <p>2 山崎家文書から松ヶ岡の価値を深める</p> <p>←大学の史学研究室など、専門機関での研究(学術的な評価を得る)</p> <p>・(テーマ)武家社会における町人文化の台頭(町人文化の象徴松ヶ岡)</p> <p>・報徳運動と松ヶ岡</p> <p>3 掛川銀行と掛川信用金庫から見た日本の銀行・金融の研究</p> <p>←大学の史学研究室など、専門機関での研究(学術的な評価を得る)</p> <p>4 大井川疎水計画の検証と評価</p> <p>5 明治天皇行在所としての歴史的評価</p> <p>1 市民活動により、偉人の洗い出しとその功績を研究し、定期的に発表を行い、広く周知公開する。</p> <p>・松ヶ岡研究グループによる活動</p> <p>・成人向け「松ヶ岡講座」の開設</p> <p>・千三郎氏など「松ヶ岡」で地域に貢献した偉人、  覚次郎氏など「松ヶ岡」から出た偉人を顕彰する。</p> <p>2 各種資料を展示する。</p> <p>1 市内小中学校長会を「松ヶ岡」で開催し、積極的に松ヶ岡を利用する。</p> <p>・総合学習担当教師向け「松ヶ岡講座」を開設する。</p> <p>・市内全31校へ総合学習での松ヶ岡見学を呼びかける。</p> <p>2 松ヶ岡に属する掛川銀行を復元する。</p> <p>3 建築、造園、哲学、芸術、歴史、金融学、経営学等の研究所・セミナーハウス</p> <p>・人材育成システムの研究</p> <p>・大学教授陣だけでなく、各界著名人講師による学習所、台信所の形成。</p> <p>4 市民が多く集まる場所、交流する場所の形成</p> <p>・喫茶、食事処、土産物販売、研修場所、部屋貸し、シンポジウム会場、劇場、映画館、セミナー(金融・起業・英語等)の会場、碁や将棋の会場、俳句や漢詩の講座会場などによる運営資金を得るための具体的な研究。</p> <p>・周辺の歴史、観光施設と連携した経営。文化財としての  主屋等の見学や迎賓館的な活用。</p> <p>5 説明ボランティアの育成</p>	←	←	←	←	←	
		←	←	←	←	←	←	←
		←	←	←	←	←	←	←
		←	←	←	←	←	←	←
		←	←	←	←	←	←	←

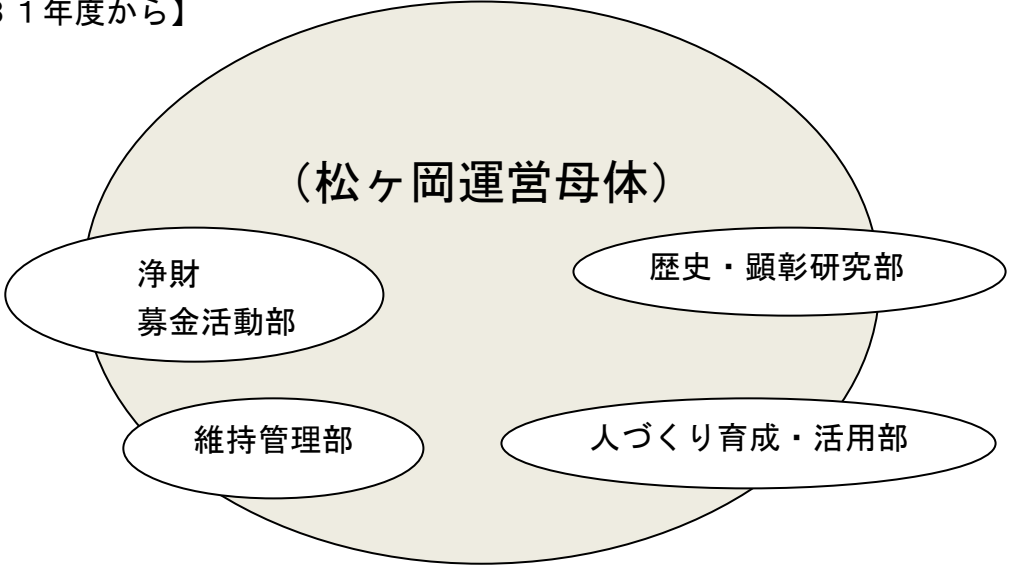
別図

# 〔今後の活動体制〕（例）

【～平成30年度まで】



【平成31年度から】





## 5 おわりに

昨年5月の準備会から始まり、翌月の6月に発足した当委員会は、1年3カ月にわたった審議を経て「最終報告書」を取りまとめ、これを市長に提出することをもってここに終了することになりました。これまで審議を進めるに当たっては、委員会のメンバーの皆さん、講師の方々、市当局の皆さんにご精励ご協力をいただきました。心からの敬意と感謝を表します。

振り返りますと、当委員会での審議は、委員や講師の皆さんの発言や提供された資料から学ぶところが極めて多く、あたかも歴史の勉強会のようにありました。その様子を少しでも市民の皆さんにも知っていただきたいと、思い出すままに次にいくつかの発言などの例を挙げておきたいと思います。

- 「松ヶ岡」には建物と庭園が建設当時のままに残っており、他の文化財と比べても保存すべき「文化財」であることは明らかである。国に「重要文化財」の指定を働きかけるべきである。
- この種の施設が市民に真に親しまれるためには、文化財というだけでなく、施設に「思想」が必要である。
- 「松ヶ岡」は江戸末期における町人の抬頭の象徴と見ることができる。「松ヶ岡」を整備することによって、掛川市は土農工商のそれぞれについて象徴的な遺産（「土」の掛川城、「農」の報徳社）をもつこととなり、全国的にも貴重な街となる。
- 「掛川銀行」は、資本金の規模から見て、静岡、浜松に設立された国立銀行をはるかに凌ぎ、当時の掛川の先人たちの経済力と産業近代化への熱の高さを示すものとして、誇るべきものであった。
- 山崎覚次郎博士は日本における「貨幣論、銀行論」の先駆者であり、掛川銀行と一体的に考えれば、「松ヶ岡」は近代産業金融の「ゆりかご」と見ることができる。
- 「松ヶ岡」に掲げられている扁額「以善堂」や柱聯「聖人之道」は、山崎家が高い倫理性をもつ町人（事業家）であったことを示すものである。明治天皇の行在所になるのはそれゆえであったと思われる。
- 掛川藩は藩校を「教養館」と呼んだことがあるが、これはわが国で「教養」という言葉が使われた最初であった（ロバート・キャンベル東大教授による）。
- 山崎家では新知川の上流の久保沢の地に「偕楽園」と呼ぶ庭園を造ったが、水戸にも同名の庭園が造られた。背景には水戸徳川氏と掛川藩との親密な関係があったと思われる。

このように、当委員会では多くの委員がいろいろな視点から「松ヶ岡がいかに掛川市の誇るべき文化財であるか」を熱く語り合いました。そして審議の結果当委員会では、「松ヶ岡」については必要な修復工事を施すこととし、「掛川銀行」についてもできる限り「松ヶ岡」との一体感を保ちながら復元することにより、将来世代の市民が先人の気概を承継する拠り所とすべきであるとの結論に至ったところです。

言うまでもなく修復・復元の事業を実施するためには、少なからぬ費用が必要となります。そしてそのための資金については、「松ヶ岡」の取得の経緯から市の一般財源からの支出に期待することはできません。

しかし幸いにして、国（国土交通省）では平成 22 年度から旧まちづくり交付金が社会資本整備総合交付金に統合され、地域の特性を活かした個性あふれるまちづくりに対して交付金が交付されることとなりました。今回審議してきた「松ヶ岡プロジェクト」は国のこの交付金事業にまさに適合するものだと確信いたします。市当局にはこの交付金を受給できるよう国に働きかけることを求めたいと思います。

他方、国の補助の対象とならない資金については、民間からの寄附をお願いせざるを得ません。その場合寄附のお願いの先としては、市民の皆さんのほか、市の出身者の方（「ふるさと納税」の活用などをお願いする。）、さらには、山崎覚次郎博士の功績を広く訴えることにより、東京などの金融関係の企業にも働きかけを行うことを考えなければならないと思います。市民の方々にせよ、市出身者やその他の方々にせよ、寄附に応じていただくのは容易ではないと思いますが、「松ヶ岡プロジェクト」に対する信念と熱意をもって取り組んでいくことが求められると考えます。

修復・復元が成った後の活用については、委員会でも他の類似施設の視察を行うなど、これまでにいろいろと議論が行われてきました。今後、修復・復元の事業が進むに応じて、さらに一層具体的な検討が必要になるものと考えます。そしてその際には、①市民を中心にできるだけ多くの人々に活用してもらえるようにすること、②活用のされ方はこの文化財にふさわしいものであること、③その活用のしかたは財政的に健全であることの三点を指針として検討が進められるべきであると考えます。

最後に、「松ヶ岡プロジェクト」の意義が広く市民の皆さんに知れわたり、市民の皆さんの支持のもとに、プロジェクトが立派に実現することを願って結語といたします。

## 松ヶ岡保存活用検討委員会

委員長 **柳澤 伯夫**

《資料の部》

1. 常葉大学 造形学部 土屋教授 講演資料
2. 東京藝術大学 小林先生 文化財調査中間報告資料
3. 扁額「以善堂」について
4. 視察研修資料
5. 柱聯について
6. 駐ひつ碑について

〈別冊〉

『松ヶ岡プロジェクト』の背景と構想  
(関七郎先生 講演資料)

2013.5.25

旧山崎家住宅（松ヶ岡）の建築について

常葉大学 准教授  
土屋和男

## 1. 地方有力者の邸宅景観を伝える建築物群

旧山崎家住宅は、全体として大規模民家の屋敷構えが建築物群として示され、市街地であるにも関わらずほぼ往時の敷地と景観を保持している。

南側の旧東海道から導入路を入ったところに長屋門を構える。長屋門を入ると、正面に主屋が位置し、西側には板と漆喰の塀と中門がある。東側には蔵がある。この領域は明るく広く、この家の格式を示す空間であった。

中門の奥には、入母屋、銅板葺の式台玄関がつけられている。ここから主屋南西側の座敷前を経て、主屋の北西奥に延びる増築部にかけての領域は、観賞用の庭園である。かつては北側の川から水路を引き込み、主屋西側で池をつくっていた。ここで特筆されるべきは大きな赤松数十本で、「松ヶ岡」の所以であろう。庭内には多数の燈籠の他、沓脱に鞍馬石が見られるなど、ここは特定の客と主人のみに許されたもてなしと趣味を示す空間であった。

主屋と増築部の北側には菜園を囲うように2棟の蔵が立ち、さらに敷地の東側と北側は川で囲まれ天然の堀となっている。高木によって屋敷林が形成され、遠景からでも識別できる景観要素となっている。

このように敷地内は建築物と塀によって、外部空間を含んだ領域分けがなされており、建築物は土地利用と密接に関連している。

## 2. 明治11年御巡幸の遺構

明治天皇は嘉永5（1852）年生まれ、明治元年は15歳にあたる。この天皇の若さが、近代的な交通手段がない初期の御巡幸を可能にし、それが明治期の社会の活力につながっていたように思われる。

山崎家住宅は明治11（1878）年の明治天皇の御巡幸の際の行在所となった。戦前には聖蹟として史跡に指定され、現在でも長屋門脇に石碑が建っている。昭和12年に静岡県が編纂した『明治天皇聖蹟』には、静岡御用邸、清見寺の他、飯田家（新居、旧本陣）（方広寺に移築され現存）、宮崎家（舞阪、旧本陣）、山崎家（掛川）、秋野家（島田）の4件の民家が掲載されている。

明治11年の北陸東海御巡幸は静岡県地方の近代化において象徴的な出来事であった。明治元年、翌2年の京都から東京への行幸の際は、宿泊、休息には大半で本陣が使われている。他方、鉄道開通後の御巡幸では県内の住宅が宿泊、休息に使われることはなくなる。維新後の六大御巡幸と言われる鉄道開通以前の全国御巡幸で、明治天皇が静岡県内を通過したのは明治11年だけで、このとき個人住宅が使われたことは、江戸期以来の施設が衰退し、通過途上にそれ以上の空間がなかったことを意味している。それは地方における近代の変革を物語っており、御巡幸施設に使われた「家」は、地方のリーダーとして、より力を持ち、公共的性格を強め、質の高い建築と大規模な景観を呈するに至ったのである。

山崎家における「御先發内匠課報知」には、敷地への導入路が狭いので「自費ヲ以取廣」、「御馬車ノ儘」通れるようにしたことや、「御浴室御廁在来修繕」が記されている。

『明治天皇聖蹟』の写真によれば、行在所に充てられたのは主屋西側の座敷である。床の間のある8畳と次の間は、戦前は立入禁止であったという<sup>1)</sup>。同書には、屋敷全体の平面図が掲載されているが、それによれば西側の敷地が現況より狭く、増築部がない。また玄関や便所、湯殿等の位置や形状も異なっている。これらは御巡幸の際の状況を記録したものと見られ、したがって、それ以後に庭園の拡張や増改築が行われたものと考えられる。

主屋座敷は、柱、長押は床柱とも全て檜。床框、落掛は黒漆で、床は薄縁。意匠、材料は典型的な真で、装飾は欄間の松のみである。質実な感じの部屋で、天井の棹縁や障子の棧が狭く、地方民家の意匠を残していると見られる。他方、入側の長押、棹縁には杉面皮が用いられ、障子には大判ガラスが嵌められている。これらは座敷内とはやや雰囲気異にし、増築時に手が加えられたのではないかと思われる。

### 3. 近代和風の増築部

一般に近代和風住宅の特徴として、物流の広域化がもたらした良質の材料、大工技術の公開、道具の精密化、合理的な架構法の開発等による構法の向上が挙げられる。山崎家の増築部ではこうした近代和風の特徴が典型的に見られる。

増築がいつ行われたのかは定かではないが、伝承では明治末期から大正初期にかけてつくられたといい<sup>2)</sup>、これは他事例と比較して材料や仕上を見ても妥当と考えられる。『静岡県の近代和風建築』では明治11年以前との見解があるが、『明治天皇聖蹟』の写真や図面と合致せず、主屋の座敷が前述の理由で使えなくなったために、後に増築が行われたとも推測される。また、この増築部を前にした、竣工時と思われる職方一同の集合写真が旧蔵されており<sup>3)</sup>、そこには大正2年に亡くなったという山崎淳一郎が写っていることから、それ以前につくられたと考えられる。

主屋の入側から奥に進むと、廊下は棹縁をアーチ状に曲げた天井となり、その奥に座敷がある。この部屋の柱、長押は床柱とも全て木曾（尾州）檜と見られる最良材で、琵琶台周辺も同材と見られる。ここにあって、床框は楓、落掛にも広葉樹を用い、床板、床脇板、琵琶台は松。唐木は使用せず、派手さはないが、表の座敷よりもやや意匠を外している。高い天井には幅広の板を用いるなど、きわめて上質の材料で、非常に精度の高い造作がなされている。奥座敷より手前の諸室や便所、湯殿等も同時期につくられたと思われる。

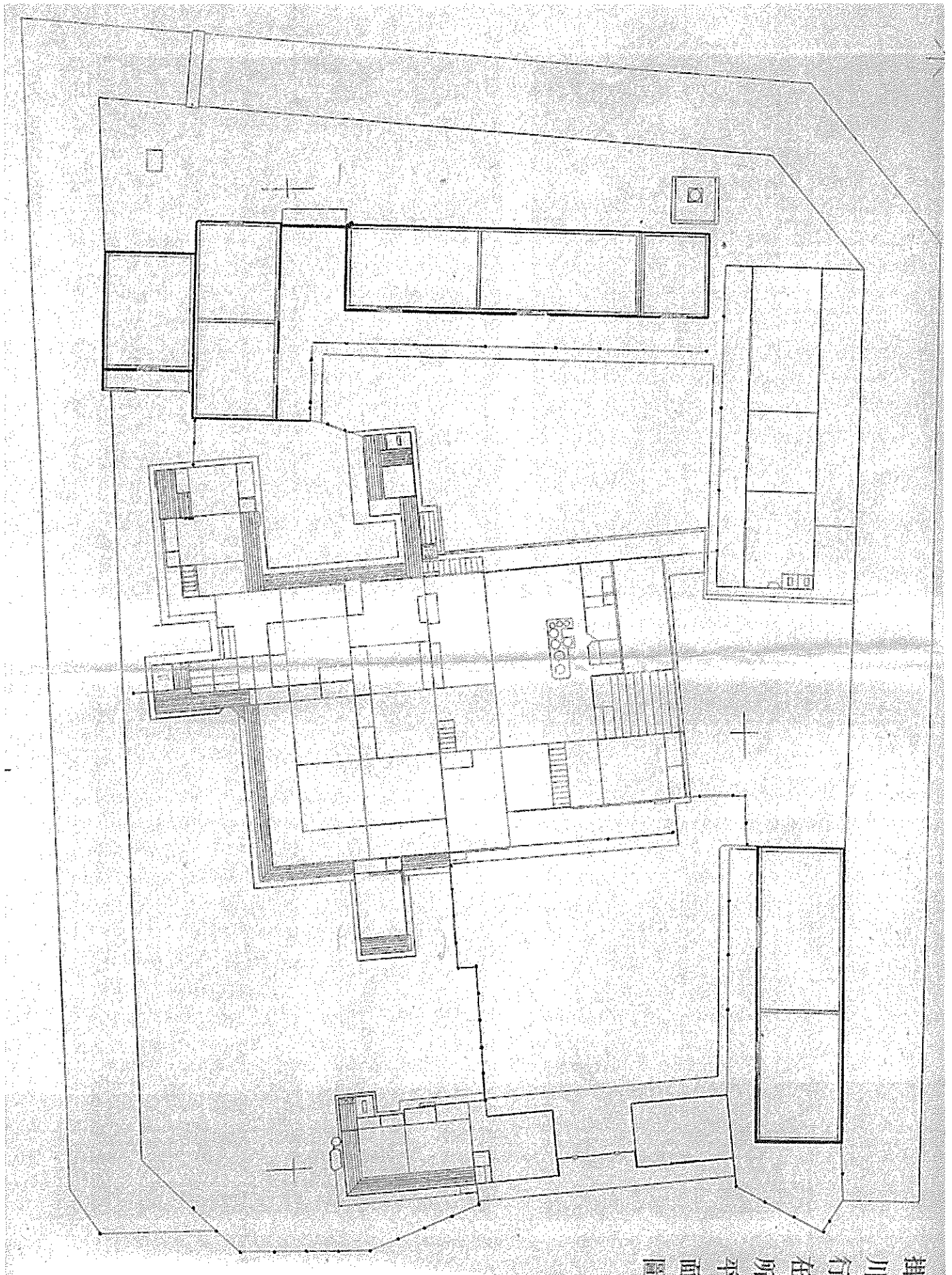
### 4. 今後の期待

以上のように、旧山崎家住宅の建築的特徴としては、一体で遺された屋敷の景観、厳選した材料と丁寧な加工による質の高い空間が挙げられ、加えて明治11年の行在所の姿を知ることができる遺構であり、それは近代において有力な「家」の姿が整えられていく様子を示すものでもある。しかしながら、以上の所見は通常視認できる範囲でのものであり、主屋その他の建設時期、増築時期等、不確定な点も多い。今後、小屋裏、床下等の調査によってこれらの点が明らかにされるとともに、あわせて造園の調査も行われ、総合的な価値付けがなされることに期待したい。

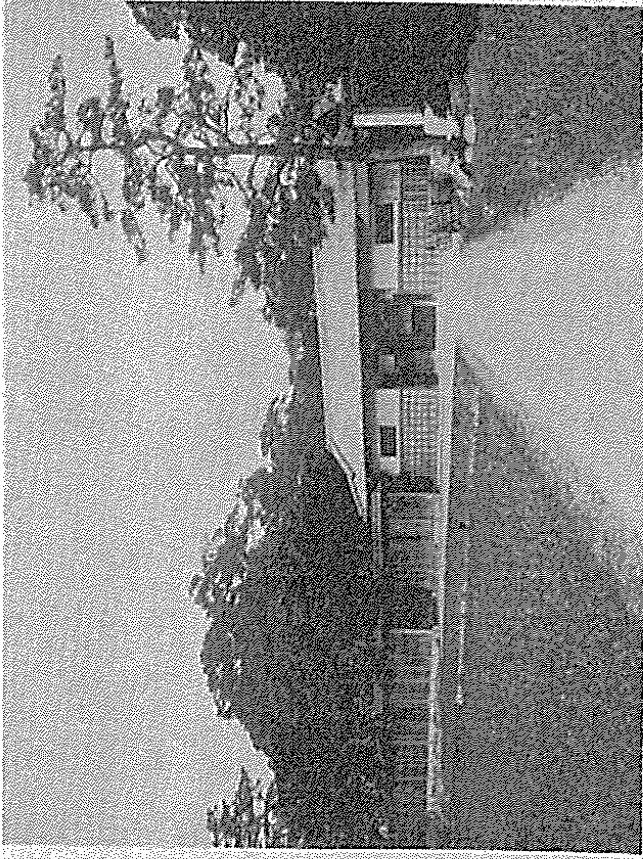
また、文化財建造物の保存にあたっては、その維持、活用がきわめて重要であり、この点についても活発に議論され、多くの人に憧れと幸せを与える施設となることを強く希望する。

---

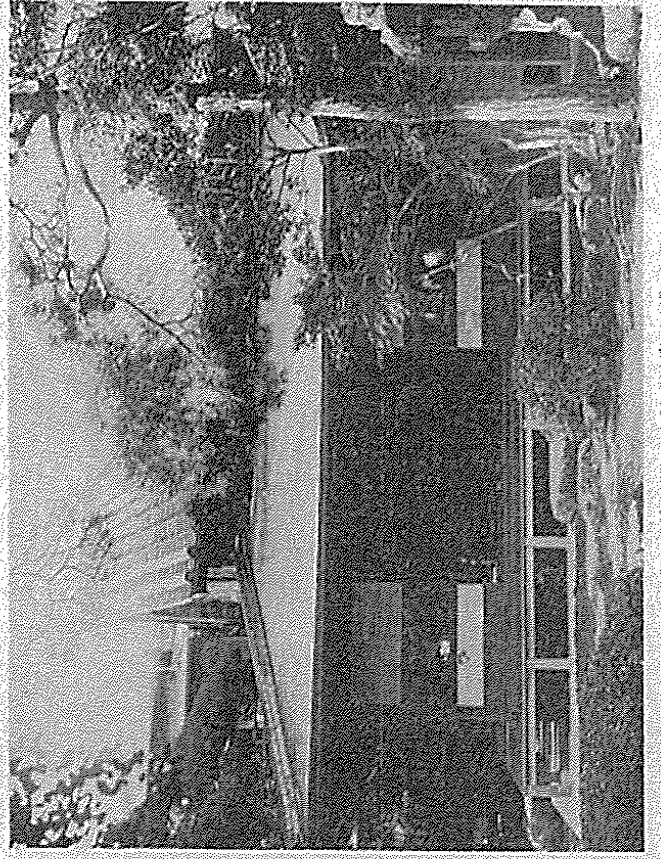
1) 横山氏ヒアリング、1998  
2) 同上  
3) 掛川市新町金原家蔵



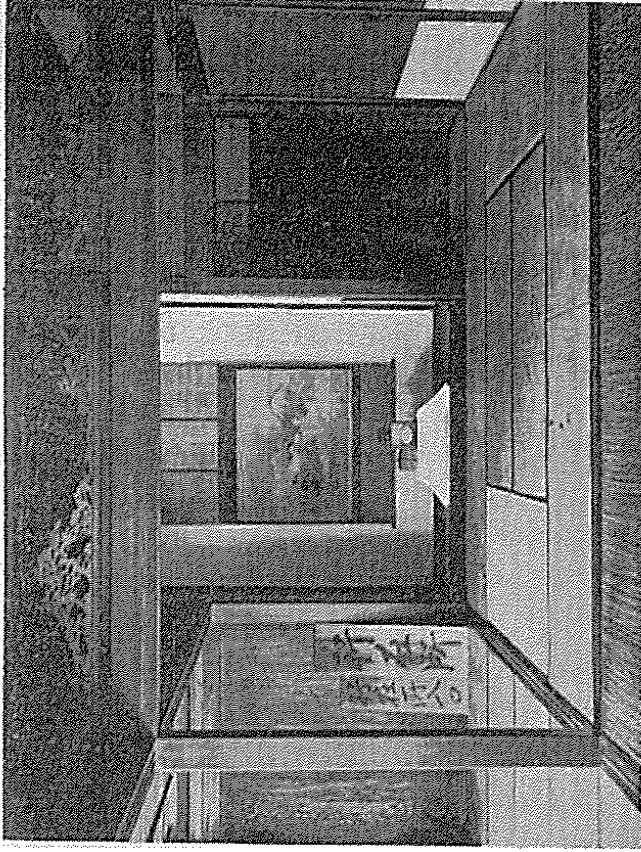
掛川行在所平面圖



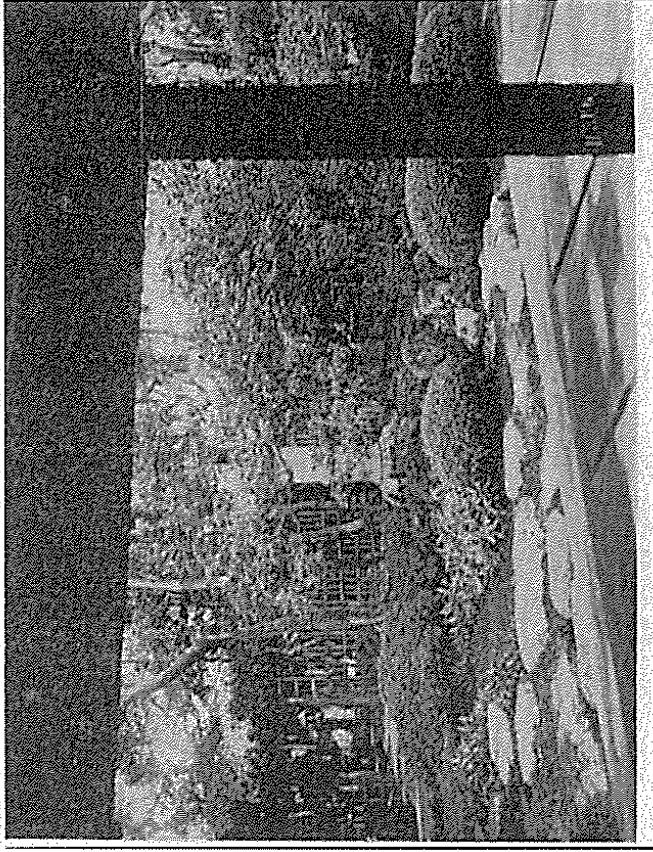
園外の宅邸



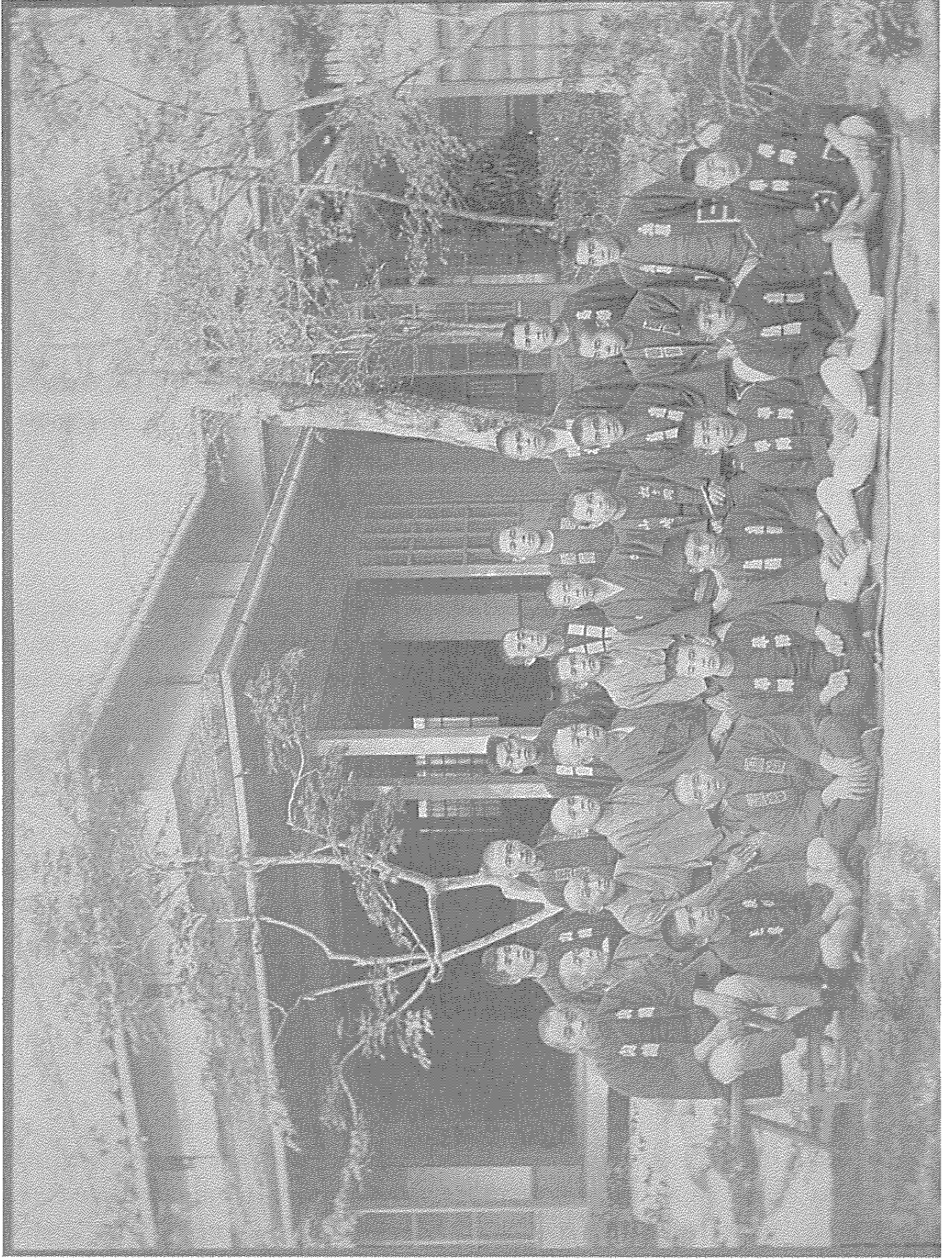
園外の宅邸



園の隆玉の邸内茶室



園左の園邸をた見りよ所庭脚



掛川市新町金原家蔵



参考：土屋和男「明治期の銅版画に見られる静岡県内の住宅」『財団法人伊豆屋伝八文化振興財団紀要』2008 を一部改変

### 憧れの実現としての近代和風

一般に、地方有力者の住宅が壮大な構えをもつに至ったのは、維新の動乱が収まり、近代の社会に移行してからのことが多い。不動産の流通が自由になり、大土地所有者が財を蓄積し、家作令による制限がなくなり、その財を家作に使うことができるようになった。近代の成功者となった人物の家では、江戸時代には叶わなかった大規模かつ上質の普請が行われ、とりわけ主屋の座敷部分や増築された客間等に財が費やされた。こうした普請は、明治以降に実現可能となった家格や家風の表現として考えることができる。すなわち、新興の名門となった「家」をかたちとして表現し、代々受け継がれてゆくべき資産として住宅の建設が行われたのである。それは「家」の豊かさを地域や客に示し、また家族に「家」の一員としての自覚を促すのに、最もわかりやすい方法であった。したがって、特別な「家」であることの表現に注意が払われ、その表現はとりわけ地域に対しての屋敷構えと、客を通す書院や客間に現れたのである。

屋敷構えは、その「家」の豊かさを示すと同時に、地区内での重要な景観となっていった。屋敷構えを示すものに門がある。門は外部に対する景観要素の代表的なものであるが、周知のように江戸時代に門を構えている家は庄屋（名主）等の村役人層であるか大地主であることを示し、門は元来、武士を迎えることからつくられたので、門の存在はその家に書院造りの客間座敷が存在することを意味した<sup>1)</sup>。明治以降は身分制度にともなう家作の制限はなくなったが、それがためによりいっそう、江戸時代の高級住宅の形式が流布し、門や客間をもつ住宅は格段に増えた。

書院や客間では、床の間や長押、釘隠、欄間といった形式的な表現が、家作令の禁を解かれて各家に用いられていった。そして、そうした座敷の前面や側面には、手入れを施された庭園がつけられた。ツボノウチと呼ばれるこの庭園は座敷と一体の空間として展開していた。座敷からツボノウチを見渡し、また縁側からそこに下り立つことが、主人の喜びであり、客へのもてなしであった。

門にしろ書院の内外装にしろ、「家」の表現には一定の形式が前提とされる。そのモデルは前近代であった。もともと、塀で仕切られたツボノウチは、中門より先は限られた人物しか入ることを許されなかった、江戸時代の身分制度による空間の階層化の名残である。それがどんなに形骸化したにせよ、明治以降もなくなるどころかますます多く見られるようになったということは、敷地内での場所の性格付けや、配置の形式が江戸時代のを継承していたことの現れといってよい。おそらく明治の新興富裕層にとって、屋敷の構えやツボノウチの周囲を整えることは、前の時代に果たせなかった普請の夢の実現だったのである。

つまり、地方有力者の大規模な住宅は、多くの場合、前近代の憧れの実現としての近代和風建築なのである。明治以降の家作は、多くは江戸期以来の主屋の骨格はそのまま残し、それに手を加えたり、接して増築したり、離れとして建てた部分であった。これらは主人の居所や、新座敷と呼ばれる客間や隠居部屋として使われた。近代和風建築の観点から考えれば、これら修築、増築部分は重要な意味がある。建築物としてはそれ以前の部分よりも格段によい仕上げを見せ、地方における近代大工技術の伝播を物語る。そして、こうした明治以降の家作によってできた部分こそが、近代における成功者の趣味と見識を示すのである。修築、増築部分は、生活上のこまごまとした機能を離れ、客や老人がその前につくられた庭を眺めて過ごす、楽しみ空間であった。屋敷構えと、書院や客間とツボノウチは、近代とともに大規模になった住宅において、「家」の表現であるとともに、楽しみを提供する設えであったのである。

1) 関野克他『日本の住宅』学習研究社、1980、p.169

参考：土屋和男「明治期の銅版画に見られる静岡県内の住宅」『財団法人伊豆屋伝八文化振興財団紀要』  
2008 を一部改変

### 憧れの実現としての近代和風

一般に、地方有力者の住宅が壮大な構えをもつに至ったのは、維新の動乱が収まり、近代の社会に移行してからのことが多い。不動産の流通が自由になり、大土地所有者が財を蓄積し、家作令による制限がなくなり、その財を家作に使うことができるようになった。近代の成功者となった人物の家では、江戸時代には叶わなかった大規模かつ上質の普請が行われ、とりわけ主屋の座敷部分や増築された客間等に財が費やされた。こうした普請は、明治以降に実現可能となった家格や家風の表現として考えることができる。すなわち、新興の名門となった「家」をかたちとして表現し、代々受け継がれてゆくべき資産として住宅の建設が行われたのである。それは「家」の豊かさを地域や客に示し、また家族に「家」の一員としての自覚を促すのに、最もわかりやすい方法であった。したがって、特別な「家」であることの表現に注意が払われ、その表現はとりわけ地域に対しての屋敷構えと、客を通す書院や客間に現れたのである。

屋敷構えは、その「家」の豊かさを示すと同時に、地区内での重要な景観となっていった。屋敷構えを示すものに門がある。門は外部に対する景観要素の代表的なものであるが、周知のように江戸時代に門を構えている家は庄屋（名主）等の村役人層であるか大地主であることを示し、門は元来、武士を迎えることからつくられたので、門の存在はその家に書院造りの客間座敷が存在することを意味した<sup>1)</sup>。明治以降は身分制度にともなう家作の制限はなくなったが、それがためによりいっそう、江戸時代の高級住宅の形式が流布し、門や客間をもつ住宅は格段に増えた。

書院や客間では、床の間や長押、釘隠、欄間といった形式的な表現が、家作令の禁を解かれて各家に用いられていった。そして、そうした座敷の前面や側面には、手入れを施された庭園がつけられた。ツボノウチと呼ばれるこの庭園は座敷と一体の空間として展開していた。座敷からツボノウチを見渡し、また縁側からそこに下り立つことが、主人の喜びであり、客へのもてなしであった。

門にしろ書院の内外装にしろ、「家」の表現には一定の形式が前提とされる。そのモデルは前近代であった。もともと、塀で仕切られたツボノウチは、中門より先は限られた人物しか入ることを許されなかった、江戸時代の身分制度による空間の階層化の名残である。それがどんなに形骸化したにせよ、明治以降もなくなるどころかますます多く見られるようになったということは、敷地内での場所の性格付けや、配置の形式が江戸時代のを継承していたことの現れといってよい。おそらく明治の新興富裕層にとって、屋敷の構えやツボノウチの周囲を整えることは、前の時代に果たせなかった普請の夢の実現だったのである。

つまり、地方有力者の大規模な住宅は、多くの場合、前近代の憧れの実現としての近代和風建築なのである。明治以降の家作は、多くは江戸期以来の主屋の骨格はそのまま残し、それに手を加えたり、接して増築したり、離れとして建てた部分であった。これらは主人の居所や、新座敷と呼ばれる客間や隠居部屋として使われた。近代和風建築の観点から考えれば、これら修築、増築部分は重要な意味がある。建築物としてはそれ以前の部分よりも格段によい仕上げを見せ、地方における近代大工技術の伝播を物語る。そして、こうした明治以降の家作によってできた部分こそが、近代における成功者の趣味と見識を示すのである。修築、増築部分は、生活上のこまごまとした機能を離れ、客や老人がその前につくられた庭を眺めて過ごす、楽しみ空間であった。屋敷構えと、書院や客間とツボノウチは、近代とともに大規模になった住宅において、「家」の表現であるとともに、楽しみを提供する設えであったのである。

1) 関野克他『日本の住宅』学習研究社、1980、p.169

は自己の私的領域確立のために、個々の共同体構成員にも一定の自立性(後年の用語であるが「自力更生」)を強制する。報徳主義はこのような関係を背景にした過渡期に適合的な思想であり、その限りでは擬似近代思想的役割を果たした。」<sup>8)</sup>

こうした報徳主義は明治政府にも歓迎され、殖産興業政策が地方豪農を政策対象として推進された。報徳主義に裏付けられた殖産興業における「自立性」の実践主体が「家」だったといえる。そして、有力者の「家」では、地区の村民に「齊家」の実践を示すためにも、また有力者どうしのつきあいのなかでも、自分の屋敷を「齊ノへ」、客間を普請し、庭園を手入れすることが必要だったと考えられる。すなわち、地方の有力者の住まいであった住宅において、その屋敷構えと、とりわけ近代になって整備された部分は、「齊家」の表現としてとらえることができるのである。

---

8) 前掲『家と村』p.465

## 旧山崎家住宅の調査報告（概要版）

## 1. 旧山崎家住宅の建造物概要

旧山崎家住宅は静岡県掛川市に所在する。山崎家は葛布問屋を営み、江戸末期に掛川藩の御用商人として活躍した。主屋は江戸末期の安政3年（棟札より）に建てられ、その他長屋門、米蔵、奥蔵、西蔵、納屋、堀など江戸末期に造成されたと考えられる。明治11年の明治天皇巡幸では行在所となり、江戸期屋敷をそのまま使用し、主屋上之間を玉座とした。その後行在所としての格を保持しつつ、近代的な新座敷を整備した。

旧山崎家住宅の構成する建造物の概要は以下の通りである。（建築年代順）なお、特に重要となる主屋に関しては次項で詳細を紹介する。

棟名	構造形式	建築年代	備考
主屋	木造平屋建、一部二階付、桁行 16.5m、梁間 13.7m、切妻造、棧瓦葺、四周庇付き、銅板葺、正面中央に式台付、南面。	安政3年	附属棟は明治期
長屋門	桁行 14.5m、梁間 3.6m、入母屋造、棧瓦葺、屋敷地の南辺東寄りに南面	江戸末期	附属屋解体
米蔵	土蔵造り、桁行 16.4m、梁間 4.5m、寄棟造、棧瓦葺、平入	江戸末期	北側は安政前か？
奥蔵	土蔵造り、桁行き 5.0m、梁間 4.1m、切妻造、棧瓦葺、南面、平入、一部二階建て	江戸末期	一部解体
西蔵	土蔵造り、桁行 11.3m、梁間 4.9m、切妻造、棧瓦葺、平入	江戸末期	
納屋	木造平屋建、桁行 10.0m、梁間 3.9m、切妻造、棧瓦葺、平入	江戸末期	一部解体
便所・風呂棟	正面 7.9m、側面 8.5m、平屋建、寄棟造、棧瓦葺、接続部を除く三面に庇を廻し、檜皮葺（現状は銅板覆）	明治中期	明治11年以降
奥座敷	正面 11.8mm、側面 9.9m、寄棟造、棧瓦葺、雁行状に延びる渡り廊下付	明治中期	同上
二階屋	木造二階建、正面 8.5m、側面 5.7m、寄棟造、棧瓦葺	明治中期	二階は昭和前期
中門	南側5間、北側2間の真壁造りの塀で、その間に一間棟門の中門が建つ	明治中期	
北蔵	土蔵造、桁行 13.6m、梁間 6.3m、寄棟造、棧瓦葺、平入	昭和前期	
味噌蔵	土蔵造、桁行 7.2m、梁間 4.5m、切妻造、棧瓦葺、平入	昭和前期	
金庫蔵	鉄筋コンクリート造、平屋建、正面 3.3m、側面 2.2m、陸屋根	昭和前期	

## 主屋

**概要** 木造平屋建、一部二階付、桁行 16.5m、梁間 13.7m、切妻造、棧瓦葺、四周庇付き、銅板葺、正面中央に式台付、南面。東半を土間、西半を居住部とする。床上部は三列で部屋を割りつけた構成で、その南中央に式台玄関を設け、一間幅の畳廊下を南面から西面にかけて矩形に廻す。土間部は、間仕切りを変更、床敷き、天井設置などの改造があるが当初は南面一間に庇を葺き放しとして、床上部側を通り土間とする。正面側の 12 畳と土間入口の上部は二階をつくり使用人部屋としていた。今調査では、土間側棟木下面に和釘二本にて打ち付けられた棟札を発見し、安政三年築が判明した。

**平面** 間取り東西で分けることができ、便宜上、西側を床上部、東側を土間側とする。床上部は部屋を三列三間設け、一間をほぼ六尺とする柱割で計画される。上手表側から、次の間、表座敷、小座敷、広縁と続き、表座敷、次の間に広縁を設ける。中手は十畳間、八畳間、仏間を並べ十畳前方に取次、式台を設ける。下手は、当初二室に分けていたが、現在は、居間、新座敷、物置を並べる。土間部は、後世の改造が多く、表側に玄関、作業場を二室、物置、便所、洗面所、風呂を配し、裏は食堂、台所を並べる。

**軸組** 基礎は自然石とし、地覆をまわしている。柱はすべて目の詰まった桧材で角柱である。土間境には一尺一寸と長大な大黒柱を建てる。各室の柱は、座敷廻りで一三〇mm、八畳間、仏間、茶の間西列に及び土間部主要柱は一七五mmである。

安政三年（一八五六）と年代が明確な大規模民家として評価できる。重要文化財の黒田家住宅主屋と類似点もあるが、平面構成や架構には独自性がみられる。これに対して、土間部は天井全前面に設けられているが、ほとんどが後世の設置で後補の床と併せて撤去すると、壮大な梁組をみることができる。東側面は便所、風呂の新設などあるが、当初の形式に復旧することは可能である。また、小屋組はたいへん興味深く、土間部と床上部で架構を変えている。土間部は三段に梁を組が、床上部は二段に梁を組み、その上を束と貫だけで小屋を組み、要所には筋違風の斜材を付ける。このあたりは、安政地震後の構法の工夫、耐震対策と考えられる。

## 2. 文化財価値の考察

これ等の建造物群で構成される旧山崎家の文化財価値は次のものが考えられる。A 江戸末期の良質な主屋をはじめとする屋敷構えをよく残し、安政の地震後の建築として、構造的に工夫を凝らした住宅としての価値。B 近代以降の増築部は、桧材を用い格式高く設え、良質な空間のとしての価値の二点が考えられる。

A は、江戸末期に造営された建物群である、主屋、長屋門が中心となり、屋敷構えを構成する米蔵、奥蔵、西蔵、納屋が該当する。またそれに付随し、堀で囲まれた土地もその価値を有すると考えられる。特に主屋は、安政地震以後の建築で、床上部座敷廻の間どりや小屋組に特徴がみられる。

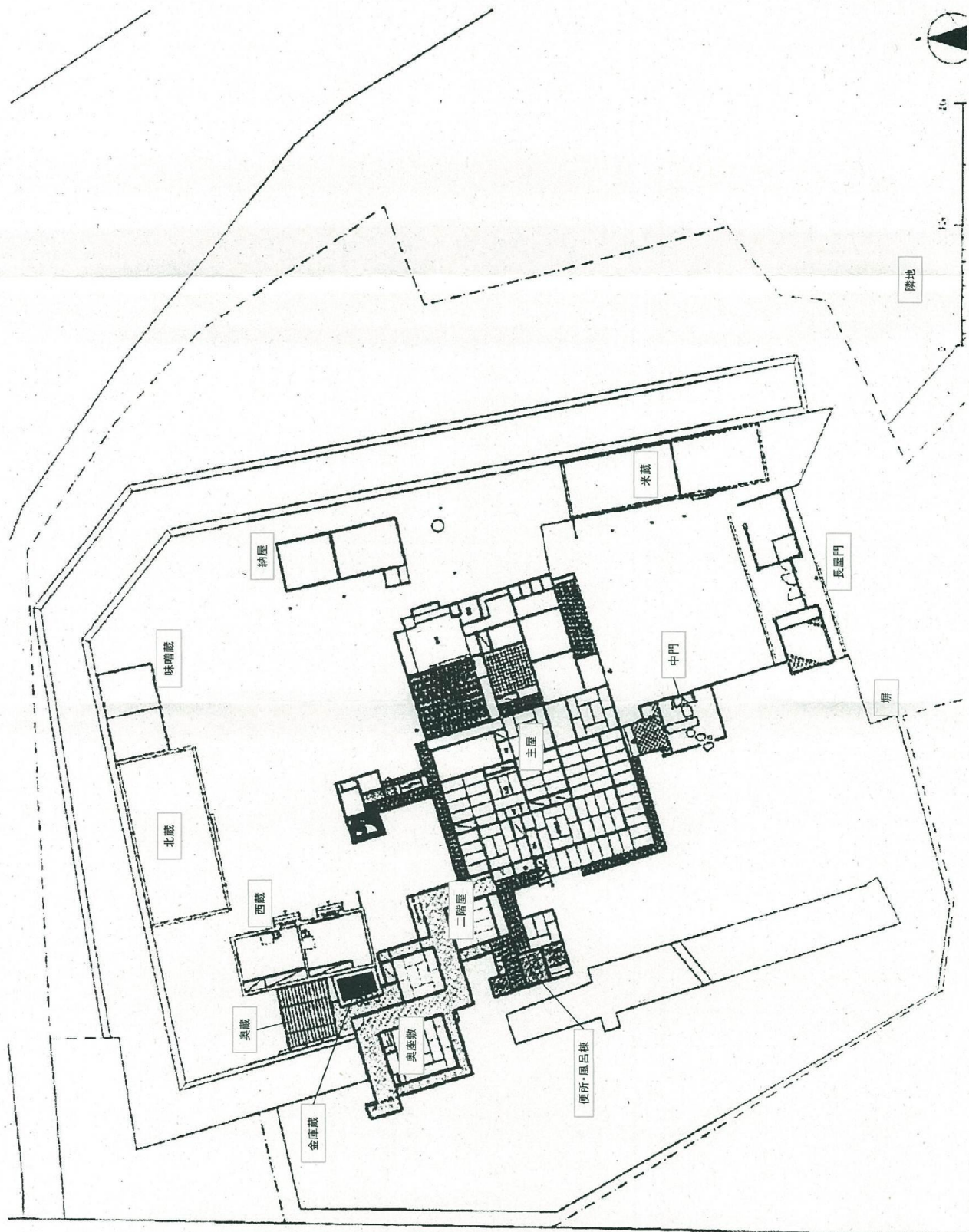
B では、A をふまえ近代以降の造営を積極的に評価し、奥座敷、風呂便所棟、二階屋一階部分が該当する。なお、敷地西側の庭園部は検討を要する。

昭和期と判断した二階屋の二階部分、北蔵、味噌蔵、金庫蔵は、現状を維持しつつ、積極的な活用が望まれる。但し、金庫蔵に関しては、後世の増築部で、屋根の納まり等に無理が生じ、雨漏り原因となっている。歴史的価値を有しているが、根本的な対処が必要と考えられる。



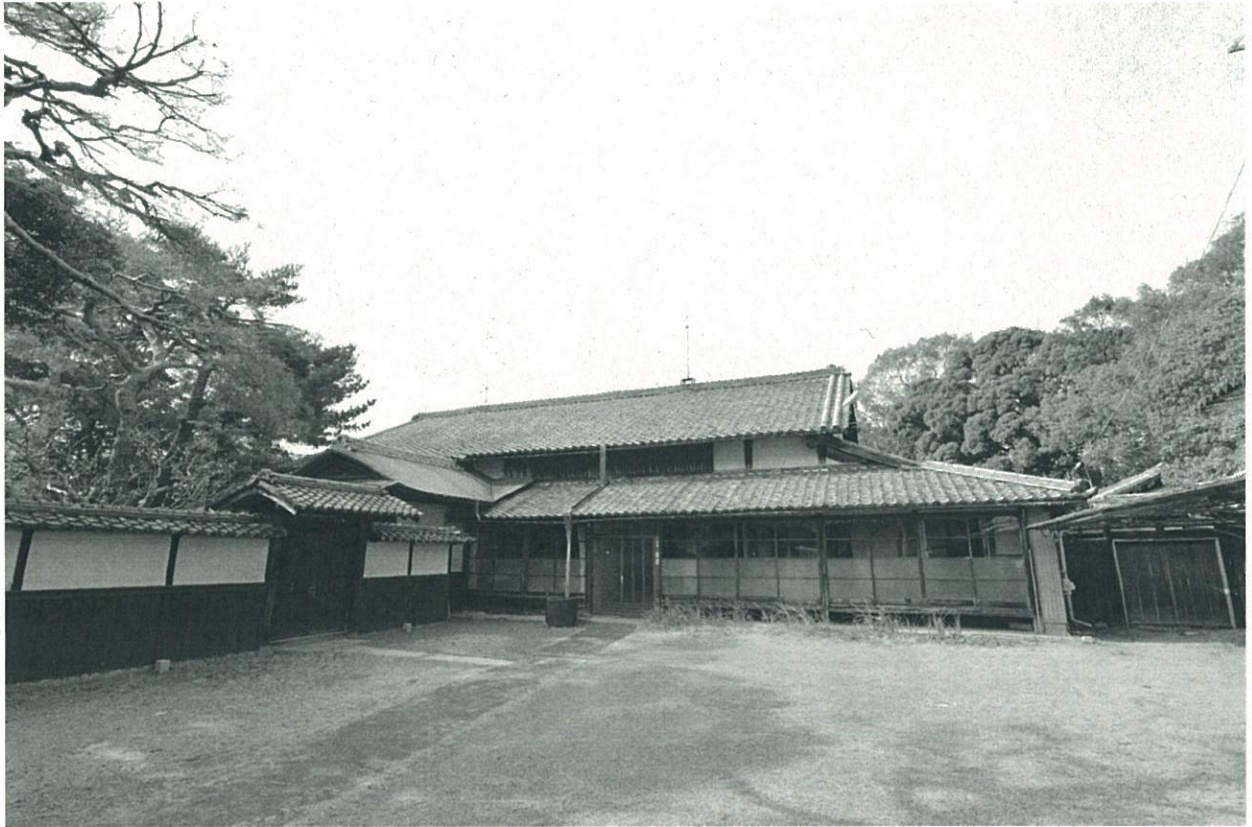
10  
1.5  
5

附地



側道

## 写真編

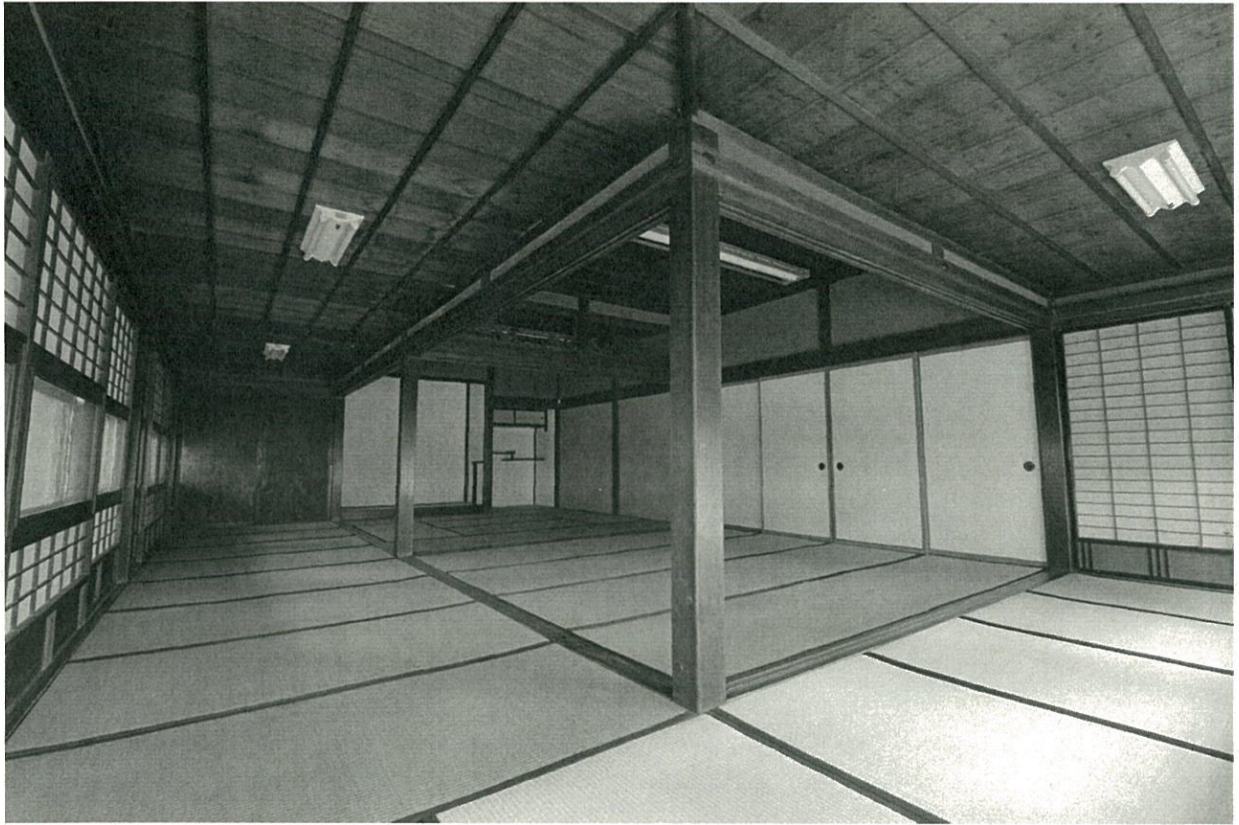


1. 旧山崎家住宅主屋（南より）

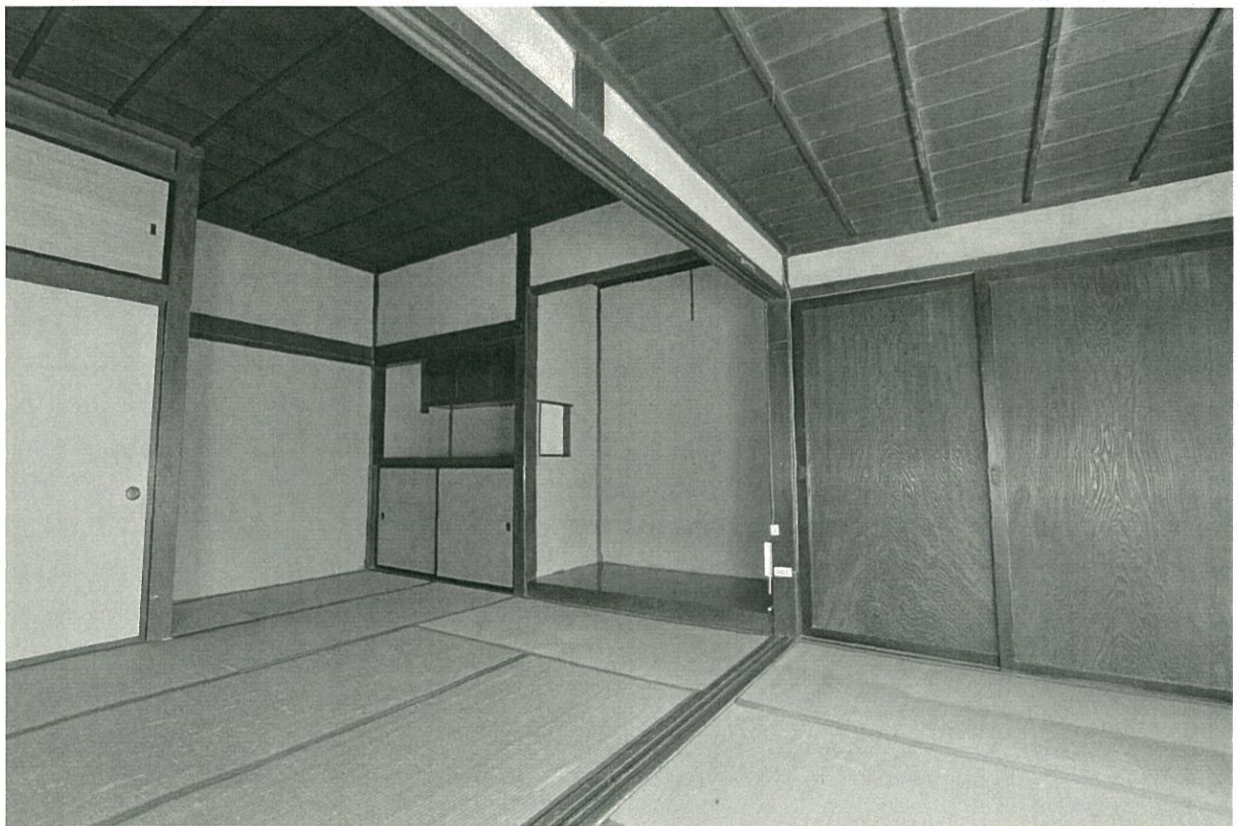


2. 旧山崎家住宅主屋全景（南西より）





3. 旧山崎家住宅主屋座敷及び広縁（南西より）



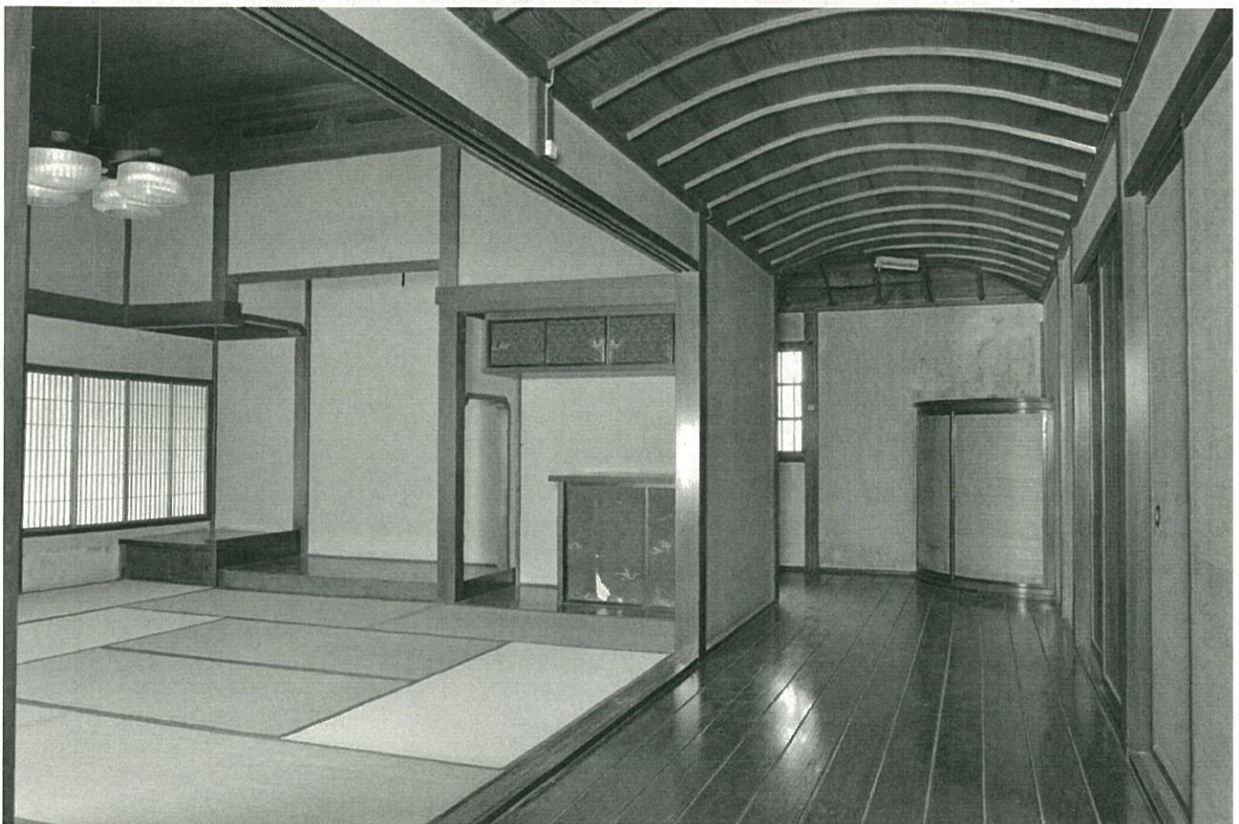
4. 旧山崎家住宅主屋奥座敷（北東より）



5. 旧山崎家住宅主屋土間側小屋組（南東より）



6. 旧山崎家住宅新座敷（西より）



7. 旧山崎家住宅新座敷及び廊下



8. 旧山崎家住宅長屋門（南より）



9. 旧山崎家住宅風呂・便所棟（北西より）



10. 旧山崎家住宅風呂・洗面内観（東より）



11. 旧山崎家住宅東側堀及び米蔵（南東より）

棟札

安政三年

丙辰九月廿二日吉辰

六代

山崎万右衛門知盈

同 徳治郎

手代

辰藏

大工棟梁

大池村

版部惣助清成



仕手方大工

小左衛門

周

藏

音

吉

駒

吉

兼

吉

鹿

藏

千代吉

左

吉

常

吉

彌石衛門

善左衛門

寅

吉

12. 旧山崎家住宅主屋棟札

扁額「以善堂」について

山崎昌彌 記

「以善堂」とは松ヶ岡四代目、山崎万右衛門 旭 が居処としていた建物につけられた名で、自らの号としても用いていたものだと思います。現存する扁額は、恐らく当時、その建物に掲げられていたものでしょう。

「以善堂」の以善（善を以つてす）という言葉は、文字通り「善い行いを以つて何かをする」という意味ですが、これには中国の古典にその典拠があると考えられます。四代目万右衛門は掛川藩の儒者である松崎慊堂とも親交があつたとされ、儒学に関する深い教養をお持ちの方だっただろうと想像されます。

私の私見ですが、以善という言葉の出典は儒教の経典である「孟子」の次の一節であろうと考えております。

孟子曰、以善服人者、

孟子曰く、善を以つて人を服する者は、

未有能服人者也。

未だ能く人を服する者有らざるなり。

以善養人、然後能服天下。

善を以つて人を養ひて、然る後能く天下を服す。

天下不心服而王者、

天下心服せずして王たる者は、

未之有也。

未だ之れ有らざるなり、と。

（「孟子」離婁章句下）

〈通釈〉

孟子が言うに、「人を心服させようとして善いことを行つても、それによつて人を心服させることができた者は未だかつていない。実際に善行を積み、それを以つて人を養育することによつてはじめて、天下の人々は心服するのである。天下の人々が心服せずして王となつた者は、未だかつてないのである。」

〈語釈〉

- 以善服人 人を自分に服させるために私心から善をすること。
- 以善養人 自ら善を行つて、人を教養してゆくこと。
- 心服 徳に感化せられて、心から服すること。

「以善堂」の以善とは、もちろん「以善養人」の方の以善、即ち自ら善行を積み、それによつて人々を感化し、善い行いをする人を育てるということ、今後、松ヶ岡を保存活用してゆく上でもまさにふさわしい言葉であり、理念であると思います。

〈追記〉扁額「以善堂」の作者清原宣明について

清原（伏原）宣明（寛政二年〜文久三年）京の人、名を宣明、芝城、北園などと号した。「女四書芸文図会」（天保六年）、「西跡伝」（弘化二年）、「鐘珠驚眼」（嘉永六年）等の編纂がある。埼玉県狭山市にある県指定文化財「堀兼之井」の石碑に七言絶句一首が刻されている。経歴等の詳細は不明だが、「公卿類別譜」によれば、文政六年に従三位に叙せられ、後に正二位に到つたとされる。

清原氏は天武天皇の皇子舎人親王を祖とし、代々明経家として漢文の注釈など学問を家業とした家柄で、三十六歌仙の一人、清原元輔や「枕草子」の著者清少納言などを輩出している。尚、「以善堂」の名は、この清原宣明が命名した可能性が高いのではないかと思います。

# 加藤家

江戸時代。加藤甚四郎が六ツ師村の庄屋をつとめたのが慶応2年頃。その長男、甚兵衛は明治39年の師勝村合併前の混迷期に活躍し、村長にも就任しました。加藤家は、当時、この地方で知ら



水琴窟

れた素封家であり、地租改正後は「大加藤（おおかとう）」「城北の加藤」と称される地主として栄え、江戸時代末から明治25年頃まで酒造業も営んでいました。



This wooden Japanese house and land was the Kato Family residence. It was donated to Shikatsu Town in March 1998, following which it was registered as a national tangible property. Men in the Kato family served as the village mayor starting in the Edo Period through to the Meiji period. Even after the class system was abolished in Meiji, the family was still very influential due to its status as one of the major landowner in the area. The house facilities include a main building, an annex connected with a passageway, a teahouse, a storehouse, and wall-made of boulders with lattice windows. It is an excellent example of traditional wooden structures.



国登録有形文化財

# 旧加藤家住宅

資料 4

旧加藤家住宅・回想法センター



## 国登録有形文化財 旧加藤家住宅

所在地

愛知県北名古屋市六ツ師704-1

お問い合わせ

北名古屋市歴史民俗資料館 (0568-25-3600)

〒481-8588 愛知県北名古屋市

熊之庄御柵53





# 旧加藤家住宅

旧加藤家住宅の建物は、明治初期から昭和にかけて建てられたもので、当時の面影を今なお感じることができ、主屋、長屋門、離れ・茶室、土蔵、中門、北高塀の6棟は、国の登録有形文化財として、平成11年11月18日登録を受けました。

旧加藤家住宅は、この地域の明治期地主層の典型をなす洗練された形式が良く維持されており、文化的、歴史的価値が高く、さらに伝統的形態の住居の滅失が著しい中、現存する例は極めて少ないとされています。



主屋

**【主屋】** 木造2階建て、建築面積212m<sup>2</sup>

主屋は明治13年、ないしは19年の建築と伝えられる南向きに建てられた住居で、屋根は切妻式の棧瓦葺きで、主屋1階は、「みせ」「おかつて」「なかのま」「部屋」「ざしき」「ぶつま」「なんど」の計7室で構成されています。また、階段たす、漆塗り机など庄屋の面影を残す調度品類が随所に見られ、建築材料としても梁、天井、柱等、厳選されたものが使われています。

# 国登録有形文化財



茶室

**【離れ・茶室】** 木造平屋建、建築面積71m<sup>2</sup>

主屋と渡り廊下でつながっている離れは、主室となる北の10畳、南の8畳の和室と茶室で構成されています。

茶室は、基本形の4畳半。南と西にぬれ縁、北には離れとの出入口が設けられた開放的な造りになっています。大正から昭和戦前期の建築と見られています。

**【中門】**

東庭と西庭の境に設けられた中門は切妻式棧瓦葺の薬医門で、中門に付随する塀は、主屋と土蔵の間を仕切る役割をしています。

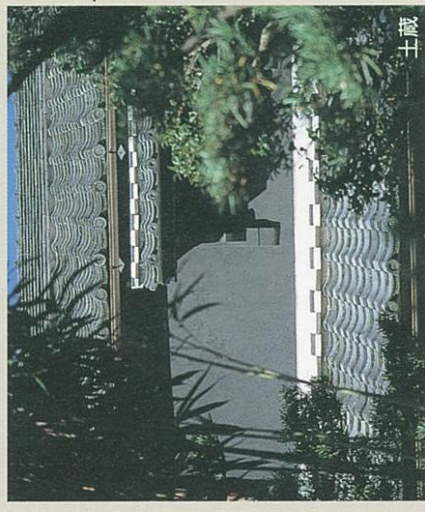


土蔵・中門・長屋門

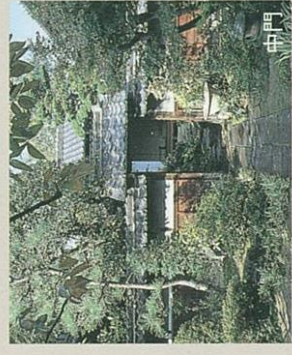


**【北高塀】**

屋敷の周囲を囲むように高塀が設けられており、なかでも主屋北側の高塀は、玉石を積み格子窓を付けた高塀で旧家のおもむきを見えています。



土蔵



中門

**【土蔵】** 土蔵造2階建、建築面積27m<sup>2</sup>

加藤家に代々伝わる家財道具が収納された蔵で、「おくら」と称されました。主屋と前後する時期の建築と見られます。漆喰壁は、白漆喰で上塗りがされていますが、第二次世界大戦中の空襲を避けるため、白壁が旧立たないように黒く塗られました。

**【長屋門】** 木造平屋建、建築面積60m<sup>2</sup>

屋敷地内で最も古い建物で、明治初期の建築と伝え、長さは20mを超える長大な建物となっています。

# 伝える

柱聯について①

聖人之道。入乎耳存乎心。 聖人の道、耳より入って心に存し、

蘊之為德行。行之為事業。 之を蘊むときは徳行と為り、之を行ふときは事業と為る。

彼以文辭而已者陋矣。 彼の文辭のみを以つてする者は、陋いかな。

(岩波文庫「太極図説・通書・西銘・正蒙」西晋一郎・小糸夏次郎 訳註より)

〈通釈〉

聖人の道は、耳から入って心の中にとどまる。これを積み重ねれば徳行となり、これを実際に行えば事業となるのである。ただ文章や言葉だけを以つて聖人の道を説いているような者たちは、なんと狭く小さな人間であることが。

〈字解〉

- 乎 助字。ここでは場所（くに）や起点（より）を表す。
- 蘊 つむ。蓄えること。
- 陋 せまい。小さい。いやしい。みにくい。
- 矣 詠嘆や断定を表す助字。意味を強める。

〈出典〉

北宋の儒学者、周敦頤の著作「通書」 第三十四

周敦頤（一〇一七～一〇七三）湖南省道州の人。字は茂叔、濂溪と号した。主な著書に「太極図説」「通書」、また「愛蓮説」「牧童」「春晚」などの詩文が遺されている。なかでも「愛蓮説」は元代に刊行された「古文真宝」に採られており、日本でも室町以降広く読まれている。また周敦頤は南宋の大儒学者朱熹によつて、宋代の新儒学（宋学）の始祖として高く顕彰され、孔子廟にも高弟として祭られている。

〈署名落款について〉

丙寅仲秋 左潤書

丙寅：へいいん、ひのえとら。文化三年（一八〇六年）

仲秋：陰曆の八月

左潤：佐野東洲（？～一八一四年）書家。江戸の人。名は潤、字は君沢、東洲は号。作品として、文化二年の江戸日本橋を描いた絵巻『熙代勝覧』の題字、東京千代田区日枝神社の『山王大権現』の扁額などがある。また森鷗外著「寿阿弥の手紙」には、駿河国島田駅の素封家桑原必堂が書の教えを受けたことが記されており、当時全国的にも名の知れた書家であつたことが推測される。なお、松ヶ岡には四代目万右衛門の号「景園」を書した扁額があり、「東洲潤」の署名が記されている。

〈余論〉

ここに掲げられた「通書」の言葉を讀んで、次のような言葉が脳裏に浮かびました。その一つは明治の実業家波沢栄一の「論語とそろばん」であり、また一つは報徳社の「道徳門と経済門」であり、また陽明学に言う「知行合一」であります。これらはいずれも道徳に裏打ちされた実践の大切さを説くものだと思いますが、ここに掲げた言葉もそれに通じるものがあるように思います。この言葉を柱聯に掲げていた四代目万右衛門景園は掛川藩の儒者松崎藤堂とも親交があり、自らも儒学に深く通じていたようですが、商人として実際に事業を行ううえでも儒教道徳の実践を常に心がけていたのではないのでしょうか。松ヶ岡がその後昭和の時代まで続き、優れた人材を輩出してきた歴史の背景に、この言葉の影響があつたのかも知れません。なお、四代目景園が遺したとされる家訓のうち「学問心得の事」にもこの言葉の影響を見ることが出来ます。（山崎昌彌 記）

## 柱聯について②

從善如登、從惡如崩。

善よきことに從したがふは登のぼるが如く、惡わるきことに從したがふは崩くずれれるが如し。

〈通釈〉

善に従うことは山に登るようにむずかしく、惡に従うことは山が崩れるようにたやすい。

〈出典〉

中国古典の中で、次に挙げる文献にこの言葉が見えますが、その中でも最も古い『国語』にも（諺に曰く「善に従ふは登るが如く、…」）とあり、既にその時代から諺としてあったようで、元々の典拠がどこにあるかは不明です。

朱子語類 程子之書三 「問、從善如登、是進向上底意、抑難底意。」

群書治要 卷二十七 吳志上 「傳曰、從善如登、從惡如崩、言善之難也」

三國志 吳書八 張紘傳 「傳曰、從善如登、從惡如崩、言善之難也」

國語 周語下 「諺曰、從善如登、從惡如崩、」

〈余論〉

柱聯①、②はそれぞれ一枚の板の裏表に書かれていますが、状態から推測して、長い間この②が表になっていたのではないのでしょうか。柱聯②は比較的読みやすく意味もわかりやすいため、代々、戒めの言葉として伝えられてきたのかもしれませんが、なお、ここでは柱聯としましたが、聯であるならば対になるもう一枚の板があったと思われる。既に失われてしまったのか、それには果たしてどのような言葉が記されていたのか、今後の調査に期待したいと思います。

（山崎昌福 記）

## 駐蹕碑陰記

明治天皇即位之十一年車駕巡狩北陸東海二道也十一月一日駐蹕於靜岡縣山名郡川井村一木喜三司家其翌召見佐野郡倉真村人岡田良一郎於掛川行在所使右大臣岩倉具視傳褒辭且賜物喜三司於喜德郎為養父而良一郎於喜德郎為生父時喜德郎歲甫十二既養在一木氏恩榮之辱童心感激竊念報效居諸：事在五十餘年前而自余移居東京復歷四十餘年矣故宅寥落唯存喬木加之以郡村制改其稱隨變佐野今改小笠山名改磐田而川井合袋井是以人或不省故宅為聖蹟嗚呼先人墓木既拱而兒髮種種將老以喜德郎·劣幸蒙拔擢歷仕三朝悉叨恩寵俯仰今昔有感慨不能自勝者乃修治林園其駐蹕之所建碑表之環植以櫻楓數十株取於養父別號命園曰南梁庶幾後之出入此園者觀感之際有崇仰止之念焉抑亦先人之志也歟

昭和九年十月 樞密院議長正二位勲一等男爵一木喜德郎謹識

宮内省御用掛正五位勲五等

吉田增藏敬書

野村保線刻

駐ひつ碑裏陰記

明治天皇が即位されて十一年、天皇陛下が諸国を巡って視察された。

北陸・東海地域である。十一月一日、静岡県山名郡川井村の一木喜三司家に行幸された。翌日 佐野郡倉見村の人、岡田良一郎を呼ばれお会いになった。

掛川の行幸先にて右大臣岩倉具視を使わし、褒辞（お褒めのことば）と賜物を伝えられた。

喜三司は喜徳郎の養父であり、良一郎は喜徳郎にとって生父である。その時、喜徳郎は、十二歳、既に一木家の養子であった。一木氏の恩榮（君恩による栄光・名誉）のありがたさ 童心にも感激をし、恩に報いて力を尽さんと、ひそかに思ったのである。

月日はあわただしく過ぎ、このことがあつたのも五十余年前の事である。そして、私が東京に移り住んでからも四十年が過ぎた。故宅は、荒れ果て、ただ、喬木があるのみである。これに加え、郡村制を改め、佐野は小笠に、山名は磐田に、そして川井は袋井と合併した。これを以て、人まどい故宅は聖蹟となる。

ああ先人のお墓の木は、既にひどかかえもある大きさになり、子どもの髪は、薄く少なくなり、まさに老人となった。喜徳郎は浅はかで、思慮がないが幸いにも抜擢により、三朝に仕え、かたじけなくも恩寵を受けた。今昔をうつむき、あおぎみれば感慨があり、自ら勝者にあたわず。よつて林園に手を入れ直し、駐ひつの所に碑を建て、これを表した。回りに桜・楓数十株を植え、養父の別号を取り、南梁園と命名した。

こい願わくば、後にこの園に出入りする者、園を観る時、たつとび、あおぎ慕う心となることを、それも、またこれが先人の志である。

昭和九年十月

枢密院議長正二位勲一等男爵一木喜徳郎謹識

宮内省御用掛正五位勲五等

吉田増蔵敬書

野村保泉刻

用語 (よみかた)

意味

駐蹕 (ちゆうひつ)

天子が行幸してどこかに滞在すること

車駕 (しやが)

① 天子の乗り物、馬車 ② 天子を直接にさす

巡狩 (じゆんしゆ)

天子が諸侯の国を巡って視察すること

召見 (しやうけん)

呼び寄せて会う

行在所 (こうざいしよ)

行幸先の天子の所在地

褒辭 (ほうじ)

褒辭

恩榮 (おんえい)

君恩による栄光。君より受ける名誉

辱 (じよく)

① はずかしめる ② かたじけない

③ もつたいない

竊 (せつ)

① ぬすむ ② ひそかに、そっと、人知れば

報効 (ほうこう)

恩に報いて、力を尽くす

居諸 (きよしよ)

日日、光陰、諸経 柏舟編の「日居日諸」の句に基づく居も